

笠 間 市
第 3 期 障 害 者 計 画
(平成 30 年度～平成 35 年度)

第 5 期 障 害 福 祉 計 画
(平成 30 年度～平成 32 年度)

第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画
(平成 30 年度～平成 32 年度)

【計画素案】

平成 29 月 12 月
笠 間 市

笠間市 第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	4
第2章 笠間市の現状	5
第1節 障がい者数の推移	5
第2節 身体障害者手帳保持者の現状と推計	6
第3節 療育手帳保持者の現状と推計	7
第4節 精神障害者保健福祉手帳保持者の現状と推計	8
第5節 アンケート調査結果の概要	9
第6節 関係機関等ヒアリング結果	19
第3章 計画の円滑な推進にあたって	20
第1節 推進体制の整備	20
第2節 地域ネットワークの強化	21
第3節 サービスの質の確保	21
第4節 計画の達成状況の点検・評価	22

【第3期障害者計画】

第1章 計画の基本的な考え方	25
第1節 基本理念	25
第2節 基本的な視点	26
第3節 基本目標	27
第4節 施策の体系	29
第2章 施策の展開	30
第1節 理解と参加による福祉の推進	30
第2節 継続的な保健・医療サービスの提供	34
第3節 地域での自立生活支援の充実	37
第4節 雇用と就労支援の充実	47
第5節 とともに学びともに育つ地域づくり	50
第6節 安心と安全のまちづくり	55
第7節 権利擁護の充実	60

【第5期障害福祉計画】

第1章 計画の基本方針	67
第1節 障害福祉計画の趣旨	67
第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	68
第2章 地域生活と就労移行等の数値目標	69
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行	70
第2節 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	70
第3節 地域生活支援拠点等の確保	71
第4節 福祉施設から一般就労への移行	71
第3章 サービス量の見込みと提供体制の確保	72
第1節 障害福祉サービスの体系	72
第2節 障害福祉サービスの見込量	73
第3節 地域生活支援事業の見込量	82

【第1期障害児福祉計画】

第1章 計画の基本方針	95
第1節 障害児福祉計画の趣旨	95
第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	97
第2章 障害児支援の提供体制の整備等	98
第3章 サービスの見込みと提供体制の確保	99
第1節 障害児福祉サービスの体系	99
第2節 障害児福祉サービスの見込量	100
第3節 市独自施策の実施	102

【資料編】

1 用語集	107
2 笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱	109
3 笠間市障害福祉計画策定委員会名簿	111
4 計画策定の経過	112

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みよいと感ずることのできる社会の実現に向けた国際的な取り組みとして、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」（昭和56年）やそれに続く「国連・障害者の十年」を契機に、障がいのある方への支援のあり方は大きく変化してきています。

国内の動きとしては、平成23年の「障害者基本法」の改正により、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざした「地域社会における共生」、「差別の禁止」及び「国際的協調」を基本原則とした国・県・市町村の取り組みが示されたところです。

また、平成23年6月に「障害者虐待防止法（略称）」が制定、平成24年6月に「障害者優先調達推進法（略称）」及び「障害者総合支援法（略称）」が制定、平成25年6月には「障害者差別解消法（略称）」が制定されました。

さらに、障がいのある方の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある方の権利及び尊厳を促進することを目的として、障がいのある方の権利の実現のための措置等について定める「障害者権利条約」について、平成26年1月20日に批准書を寄託し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発しました。

近年の動きとしては、「障害者差別解消法（略称）」が平成28年度より施行されるとともに、「障害者雇用促進法（略称）」の改正等により障がい者施策の実効性が図られました。また、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することを定め、「障害児福祉計画」の策定を義務付けた児童福祉法が平成30年4月から施行されます。

このような背景のなか、笠間市では、国等の考え方に基づいた福祉サービスを充実させ、「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」を進めるため、障害者基本法に基づく『笠間市第2期障害者計画』を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、障がいのあるすべての人の地域での自立した生活を支えるため、地域において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう、『笠間市第4期障害福祉計画』を策定し、障害福祉サービスの充実を図ってきました。

第2節 計画策定の目的

平成29年度をもって「笠間市第2期障害者計画」の計画期間が終了することから、施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、これまでの流れを踏まえつつ、平成30年度からの「笠間市第3期障害者計画」を策定します。

また、本計画の下位計画にあたる「笠間市第4期障害福祉計画」についても平成29年度をもって計画期間が終了するため、これまでの実績と数値目標の達成度を踏まえてサービス提供体制の確保などを目指した「笠間市第5期障害福祉計画」（平成30～32年度）を策定します。

さらに、児童福祉法により策定が義務付けられ、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保を目指した「笠間市第1期障害児福祉計画」（平成30～32年度）を策定します。

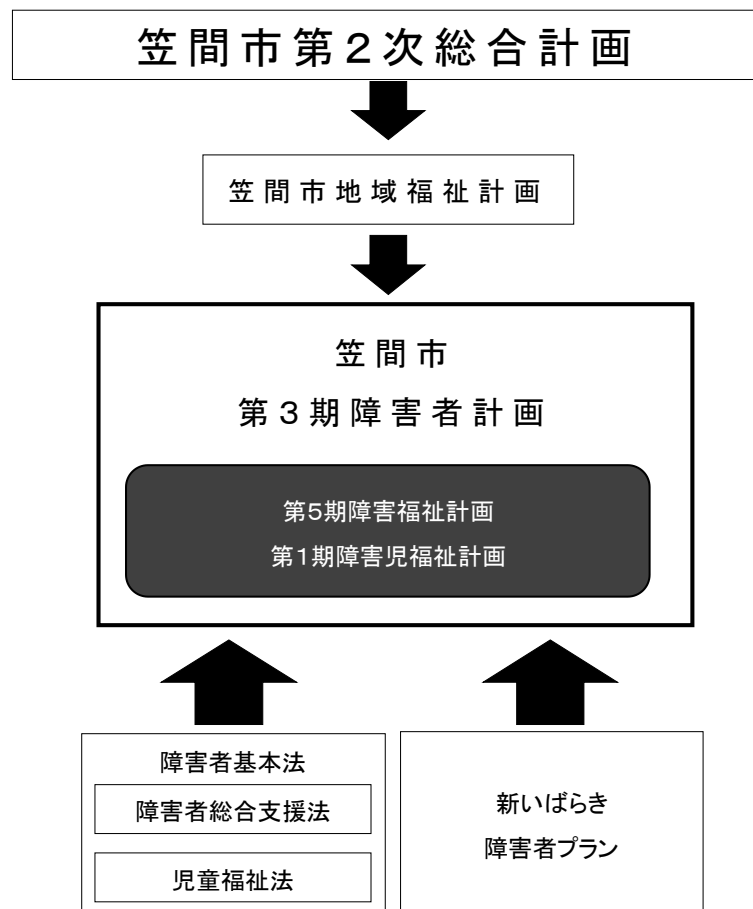
第3節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「笠間市第3期障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「笠間市第5期障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「笠間市第1期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画）」との整合性を確保して策定するものであり、本市の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の部門別計画として策定し、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」等関連計画と整合性を図ります。

また、「笠間市第3期障害者計画」においては障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「笠間市第5期障害福祉計画」においては障害者計画の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量、「笠間市第1期障害児福祉計画」においては、障がい児に関するサービスの見込量等を定めた実施計画として、笠間市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

図 計画の位置づけ



第4節 計画の期間

「笠間市第3期障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。ただし、社会・経済情勢の変化や関連法令等の整備などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

「笠間市第5期障害福祉計画」及び「笠間市第1期障害児福祉計画」は、平成30年度から32年度までの3年間を1期とし、平成32年度に見直しを行います。

	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
障害者計画	第2期						第3期 (平成30年～35年度)					
障害福祉計画	第3期			第4期			第5期 平成30年度～32年度			第6期(予定) 平成33年度～35年		
障害児福祉計画							第1期 平成30年度～32年度			第2期(予定) 平成33年度～35年		

第5節 計画の策定体制

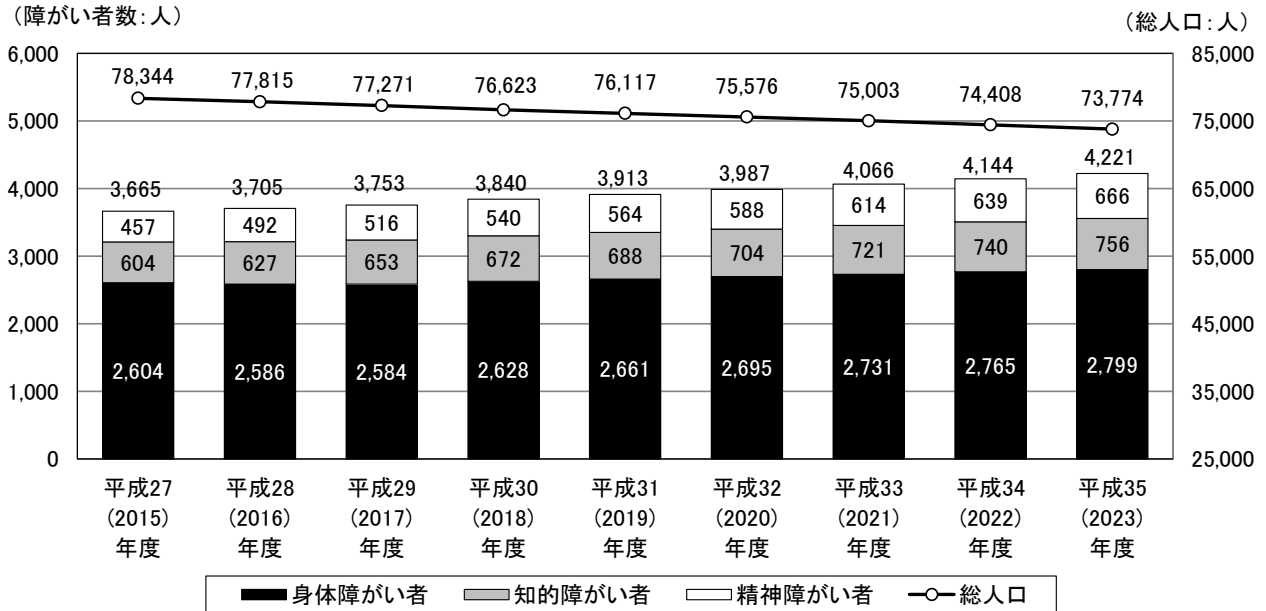
この計画は、サービスの利用対象者となりうる障がいのある方に対するアンケート調査、関係機関へのヒアリング、パブリックコメントなどを実施し現状に則した計画となるよう努めました。

また、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉施設関係者、ボランティア団体関係者、学識経験を有する者などで構成される「笠間市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定されています。

第2章 笠間市の現状

第1節 障がい者数の推移

本市の人口は年々微減傾向にあり、平成29年度には77,271人となっており、平成35年度では73,774人と推計しています。一方、障がいのある方は年々微増していく傾向がみられ、平成35年では4,221人と推計しました。



資料：人口は住民基本台帳（各年度4月1日現在）

障がい者数は、社会福祉課資料（各年度4月1日現在）

平成30年度以降はコーホート変化率法にて推計値を算出

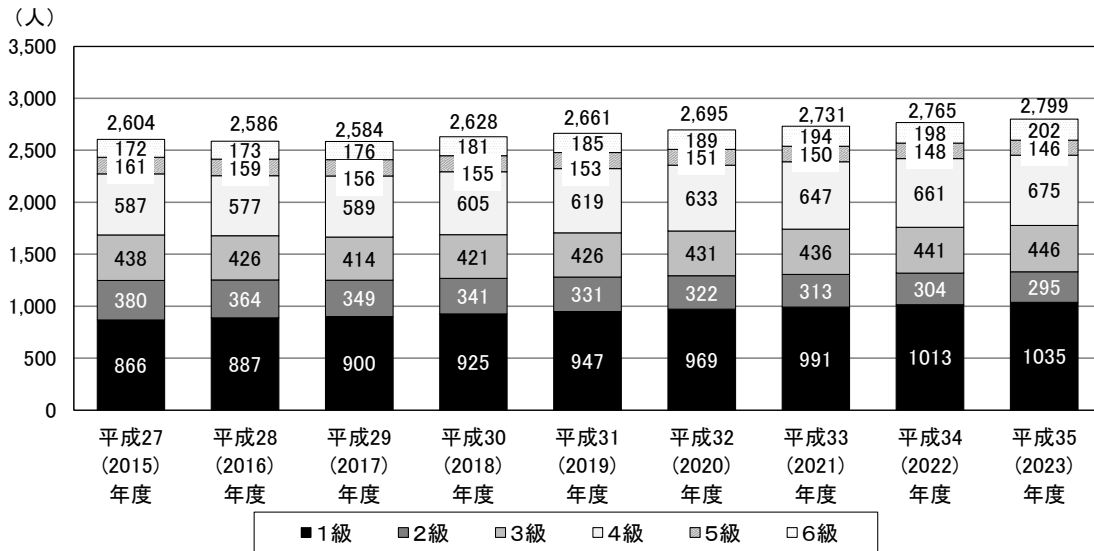
(人)

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度	平成35 (2023) 年度
総人口	78,344	77,815	77,271	76,623	76,117	75,576	75,003	74,408	73,774
障がい者計	3,665	3,705	3,753	3,840	3,913	3,987	4,066	4,144	4,221
身体障がい者	2,604	2,586	2,584	2,628	2,661	2,695	2,731	2,765	2,799
知的障がい者	604	627	653	672	688	704	721	740	756
精神障がい者	457	492	516	540	564	588	614	639	666

第2節 身体障害者手帳保持者の現状と推計

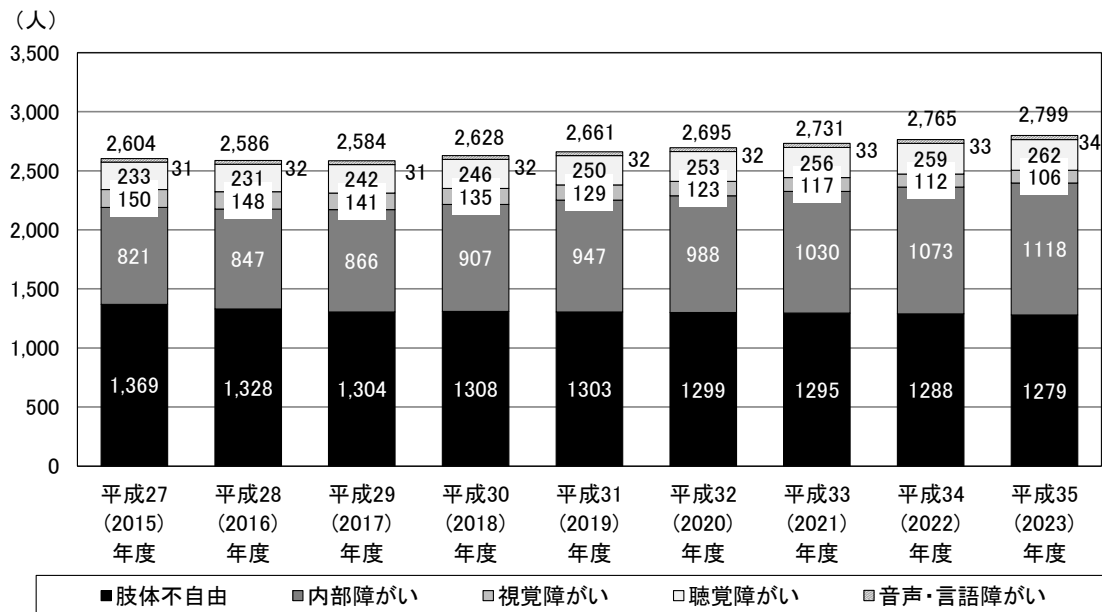
平成29年度の身体障害者手帳保持者数は2,584名（総人口の3.34%）です。過去の推移をみると平成29年度までやや減少しましたが、その後は増加傾向と推計し、平成35年度には2,799人（総人口の3.79%）と推計しました。

■身体障害者手帳保持者の推移（障がい程度別）



資料：各年度4月1日現在の所持者数、平成30年度以降は推計値

■身体障害者手帳保持者の推移（障がい種類別）

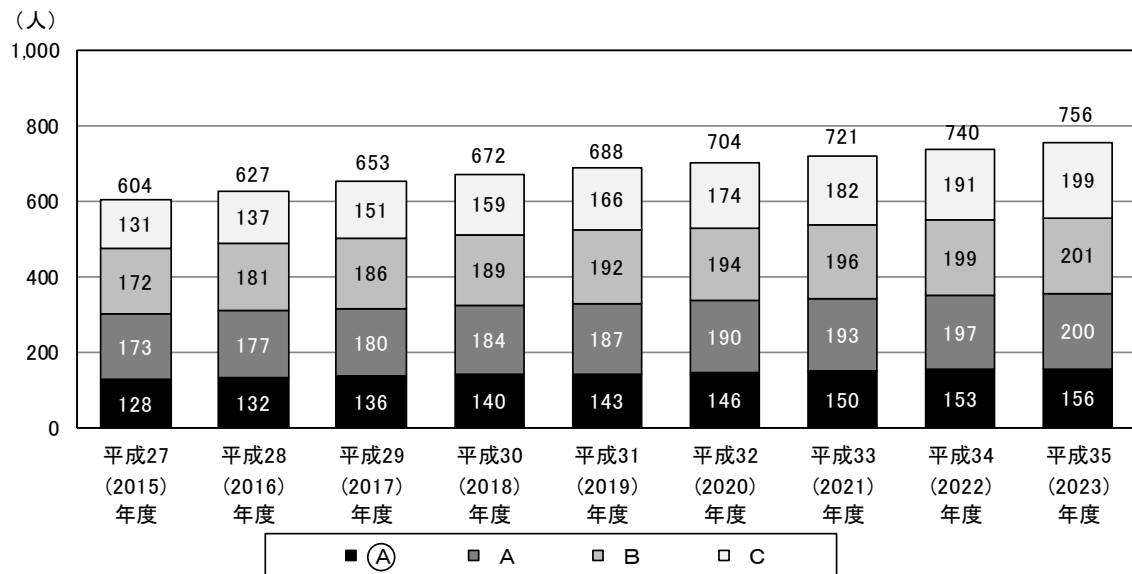


資料：各年度4月1日現在の所持者数、平成30年度以降は推計値

第3節 療育手帳保持者の現状と推計

平成29年度の療育手帳保持者数は、653名（総人口の0.85%）です。過去の推移をみると年々微増の傾向がみられるため、平成35年度では、756人（総人口の1.02%）と推計しました。

■療育手帳保持者の推移（障がい程度別）

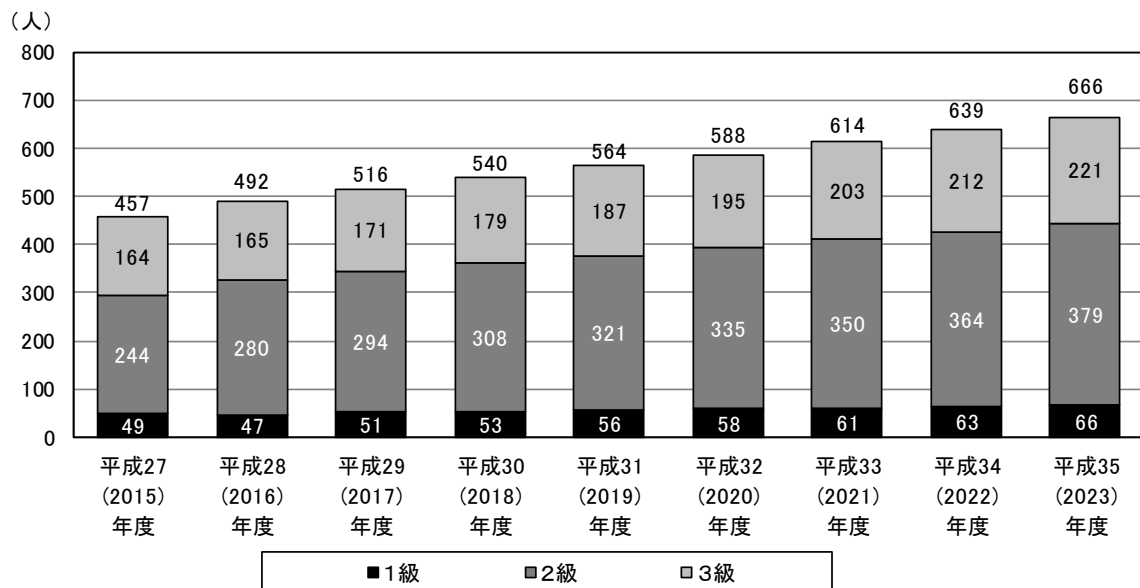


資料：各年度4月1日現在の所持者数、平成30年度以降は推計値

第4節 精神障害者保健福祉手帳保持者の現状と推計

平成29年度の精神障害者保健福祉手帳保持者数は、516名(総人口の0.67%)です。過去の推移をみると増加傾向がみられるため、平成35年度では、666人(総人口の0.90%)と推計しました。

■精神障害者保健福祉手帳保持者の推移(障がい程度別)



資料：各年度4月1日現在の所持者数、平成30年度以降は推計値

第5節 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

平成30年度を初年度とする「第3期障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」の策定にあたり、障がいのある方の生活状況や意見・要望等を把握し、計画の見直しをするための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

市内で障がい者手帳等をお持ちの方から無作為に800人を抽出し、アンケート調査票を郵送にて配布し、無記名にて郵送での回収を行いました。

(3) 実施時期

平成29年1月25日～2月8日

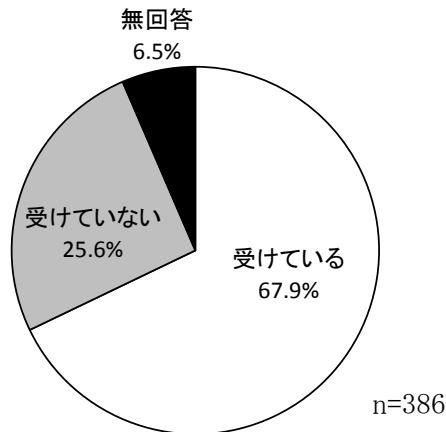
(4) 回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収率
800	386	48.3%	386	48.3%

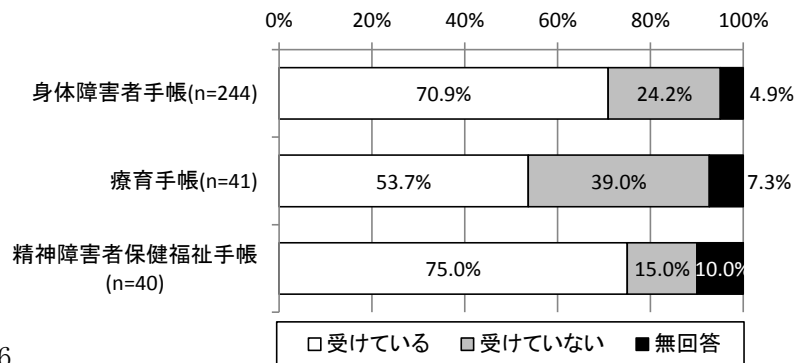
(5) 調査結果抜粋

問 あなたは現在、医療を受けていますか。

現在、医療を受けているかについては、「受けている」が67.9%、「受けていない」が25.6%となっています。



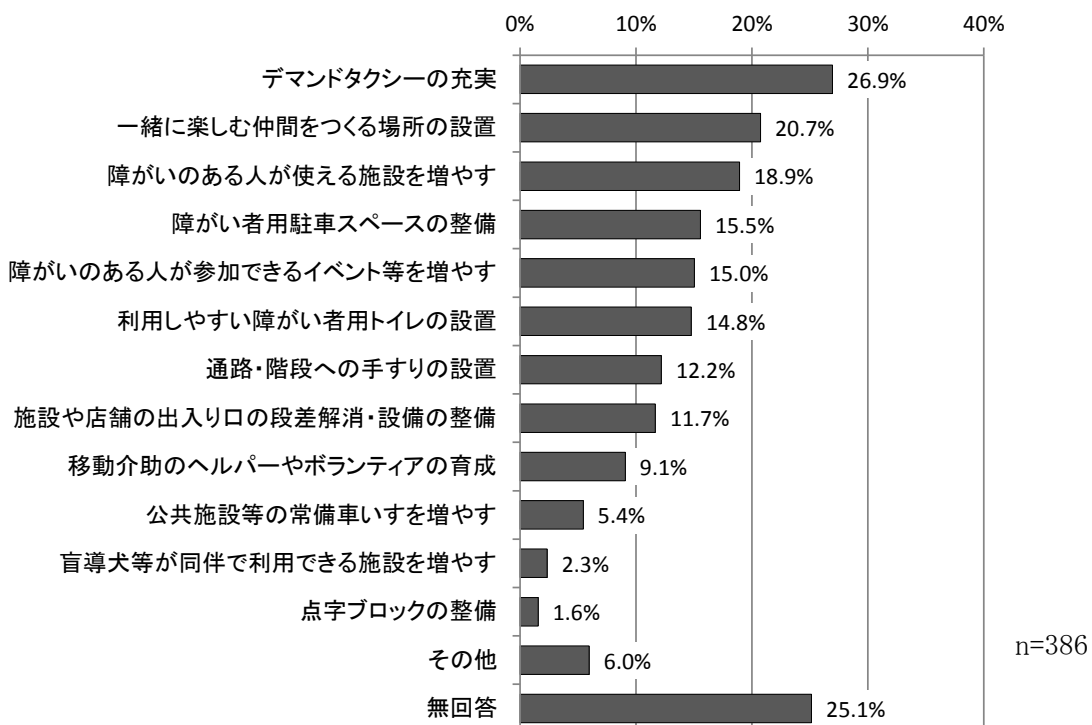
【クロス集計】



※クロス集計は、手帳の判別が不明な方が61人いるため、合計386人にはなりません。(以下、同様)

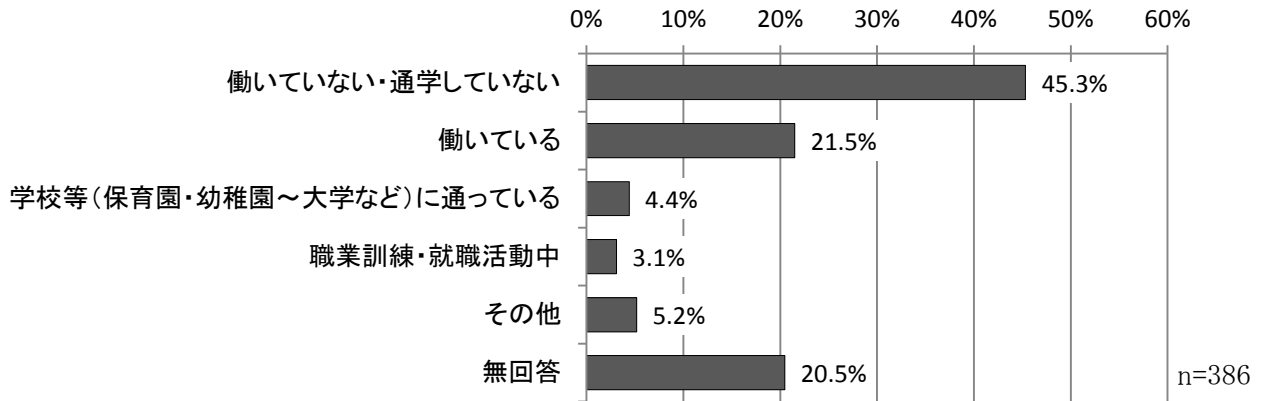
問 今後、外出をしやすいするために笠間市の施策に期待することは何ですか。

外出をしやすいするために笠間市の施策に期待することは、「デマンドタクシーの充実」が26.9%と最も高く、次いで「一緒に楽しむ仲間をつくる場所の設置」が20.7%、「障がいのある人が使える施設を増やす」が18.9%となっています。

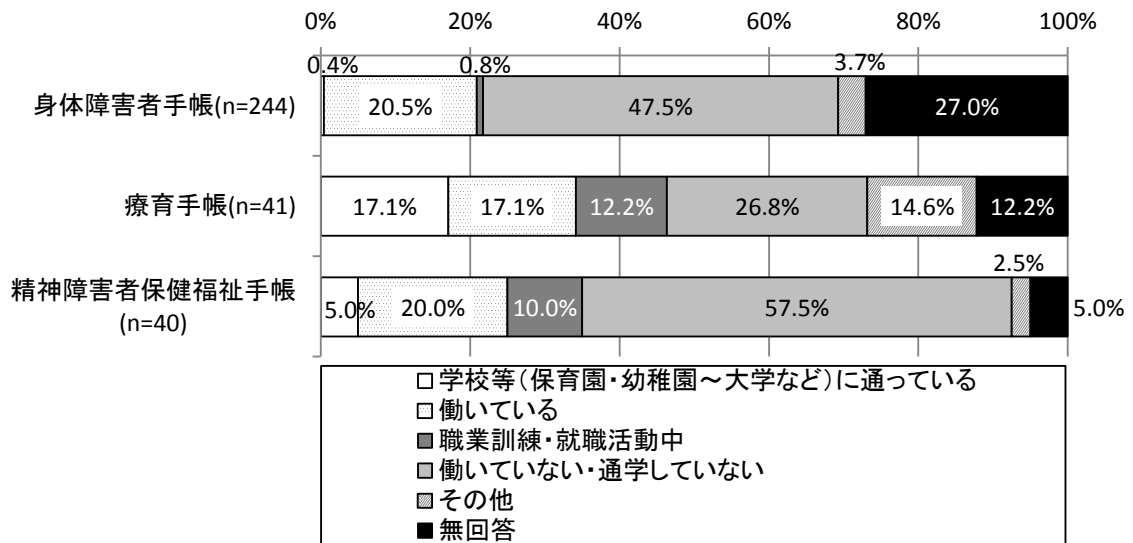


問 現在の就学・就労状況はどれにあたりますか。

現在の就学・就労状況は、「働いていない・通学していない」が45.3%と最も高く、次いで「働いている」が21.5%となっています。

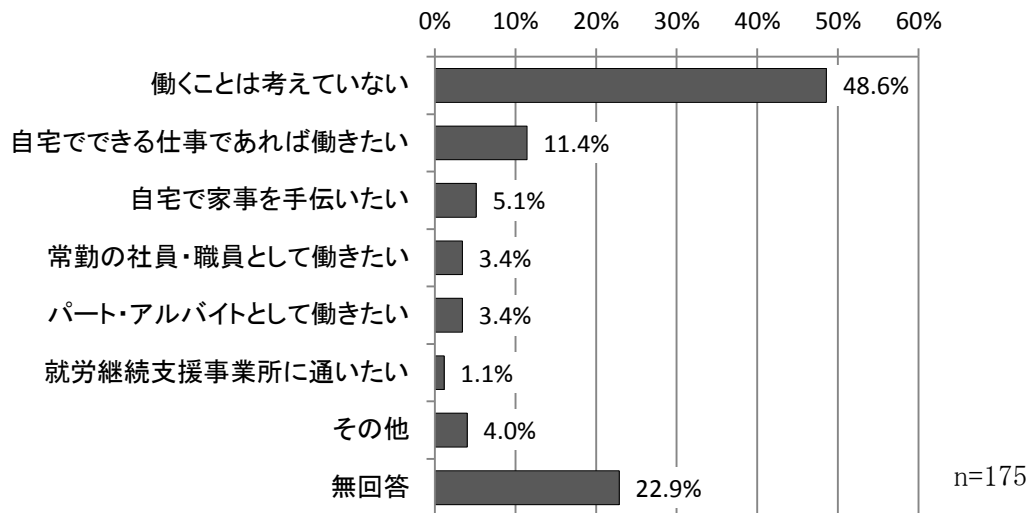


【クロス集計】



問 「現在働いていない・通学していない」方は、今後はどのように働きたいと考えていますか。

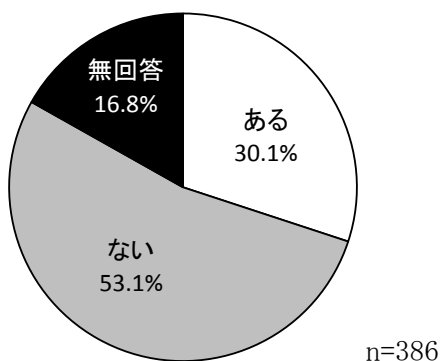
現在は働いていないが、今後については、「働くことは考えていない」が48.6%と最も高く、次いで「自宅でできる仕事であれば働きたい」が11.4%、「自宅で家事を手伝いたい」が5.1%となっています。



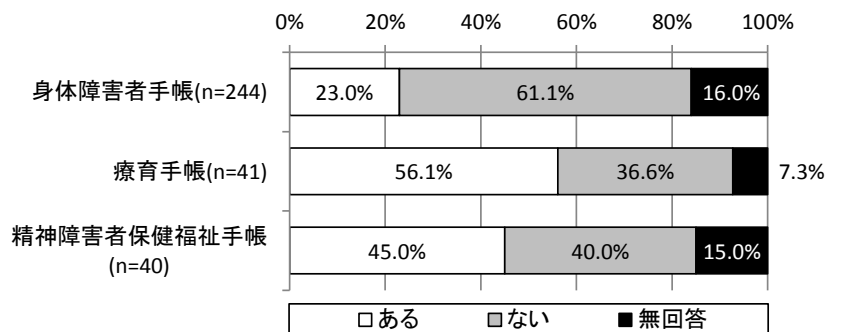
※分岐の設問（現在の就学・就労状況）で「働いていない・通学していない」を選択した方が175人のため、集計は175人が対象となります。

問 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことは、「ない」が53.1%、「ある」が30.1%となっています。

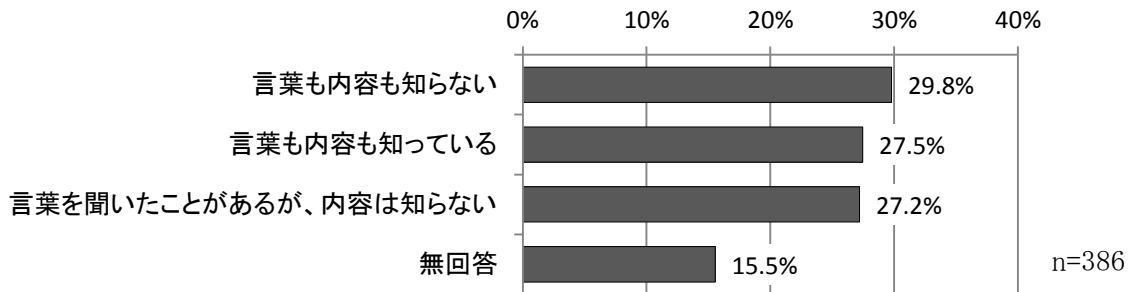


【クロス集計】

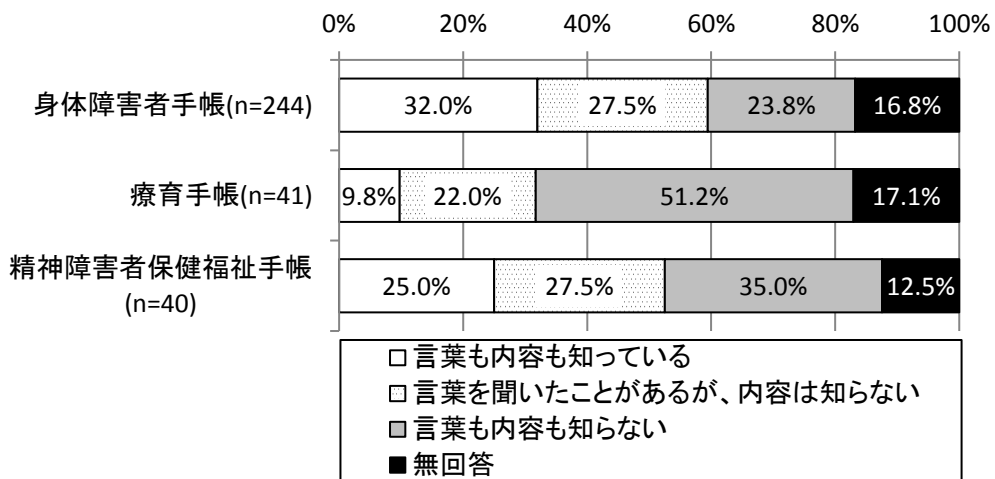


問 「成年後見制度」についてご存じですか。

「成年後見制度」については、「言葉も内容も知らない」が29.8%、「言葉も内容も知っている」が27.5%、「言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.2%となっています。

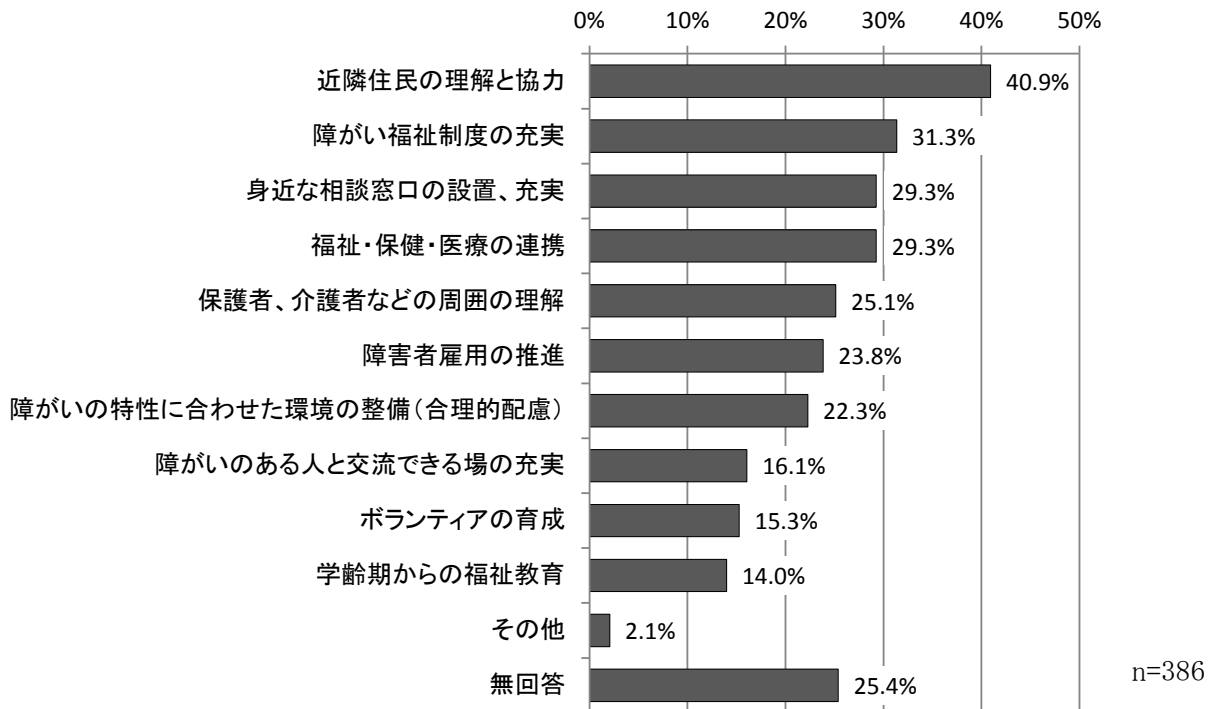


【クロス集計】



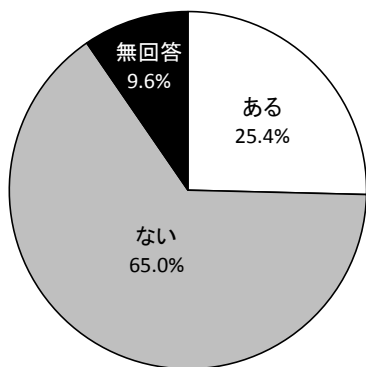
問 あなたは、「共生社会」を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。

「共生社会」を実現するために、必要だと思うことは、「近隣住民の理解と協力」が40.9%と最も高く、次いで「障がい福祉制度の充実」が31.3%、「身近な相談窓口の設置、充実」、「福祉・保健・医療の連携」がともに29.3%となっています。

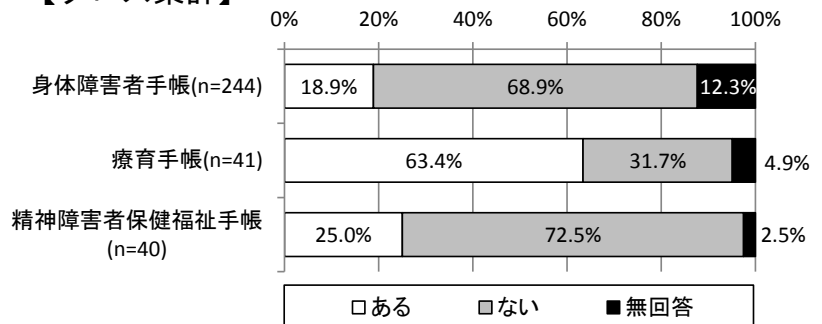


問 あなたは、笠間市障害福祉サービスを利用したことがありますか。

福祉サービスを利用については、「ない」が65.0%、「ある」が25.4%となっています。

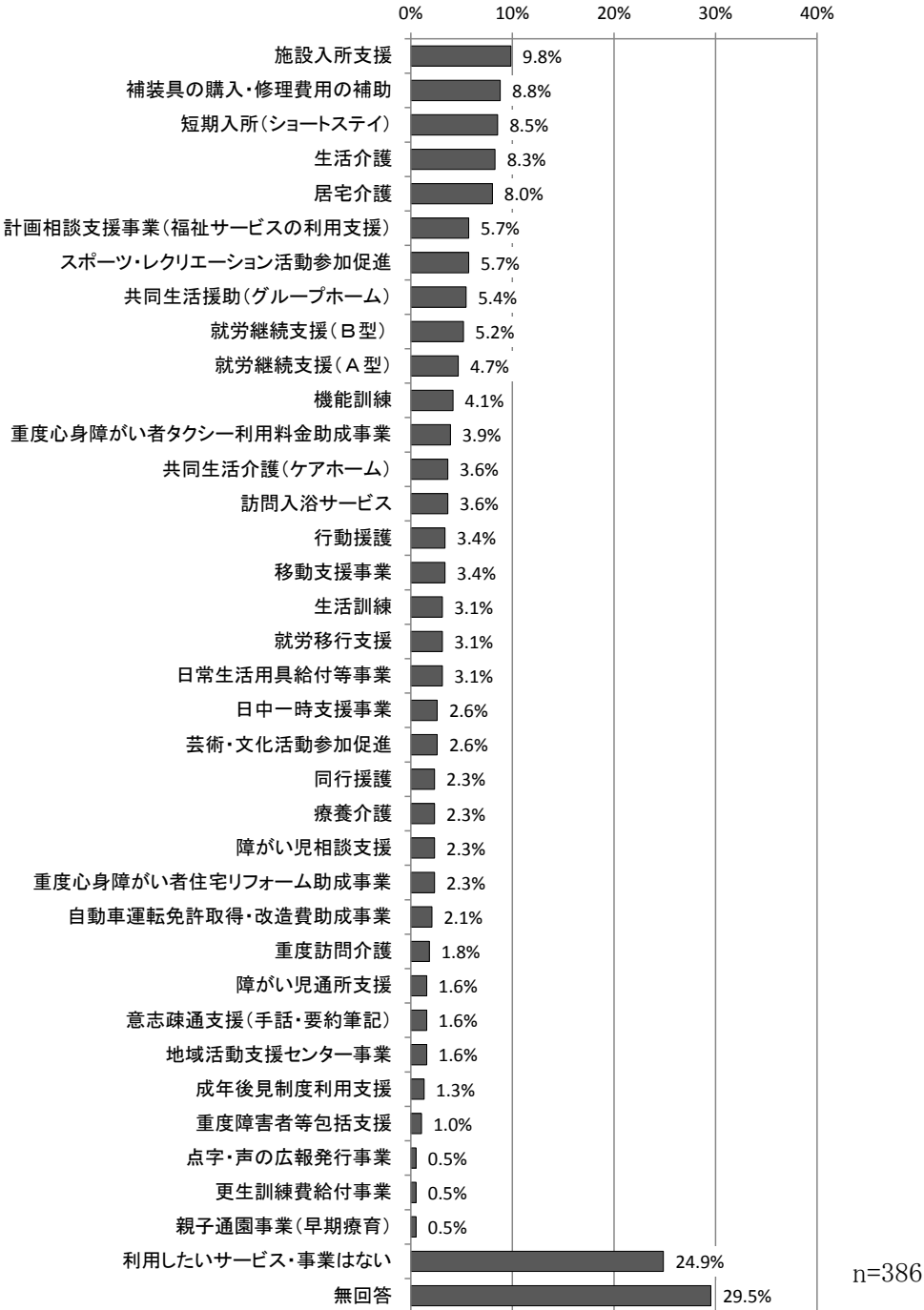


【クロス集計】



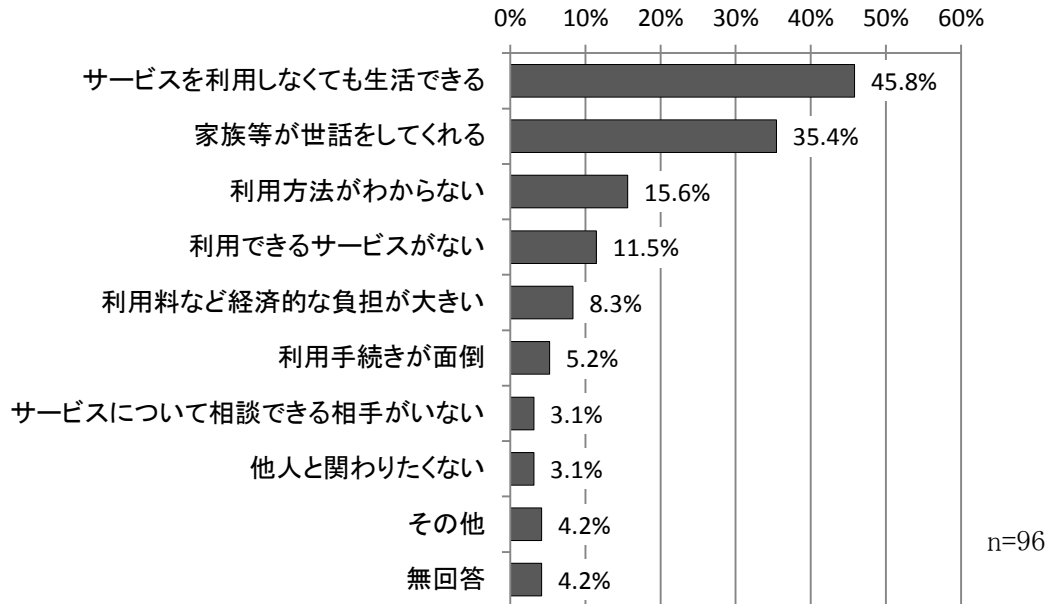
問 障がい者福祉サービスのうち、今後利用したいサービス・事業は何ですか。

障がい者福祉サービスのうち、今後利用したいサービス・事業については、「施設入所支援」が9.8%と最も高く、次いで「補装具の購入・修理費用の補助」が8.8%、「短期入所（ショートステイ）」が8.5%となっています。
また、「利用したいサービス・事業はない」は24.9%となっています。



問 今後、「利用したいサービス・事業はない」という理由は何ですか。

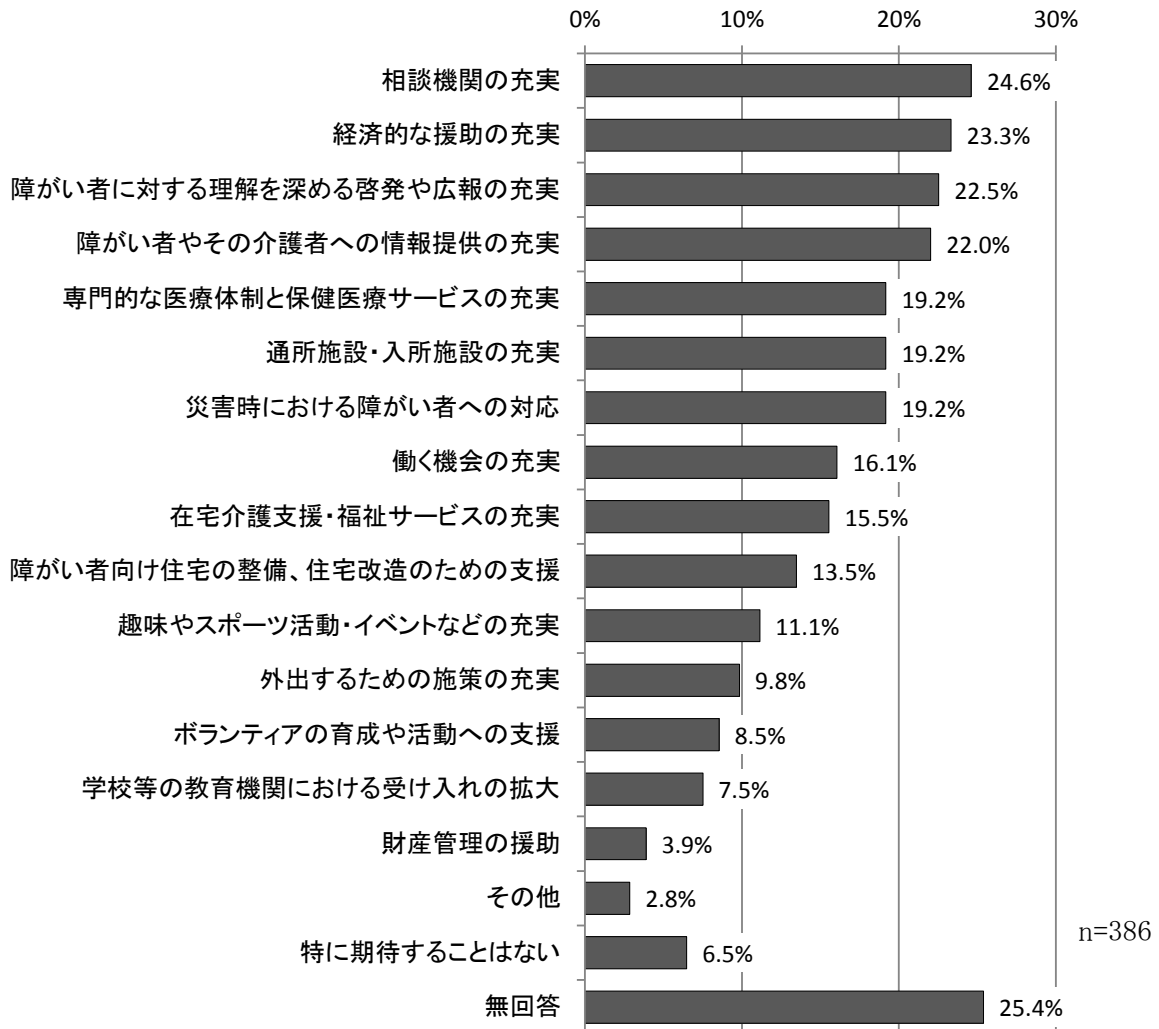
利用したいサービス・事業がない理由については、「サービスを利用しなくても生活できる」が45.8%と最も高く、次いで「家族等が世話をしてくれる」が35.4%、「利用方法がわからない」が15.6%となっています。



※前掲の設問「障がい者福祉サービスのうち、今後利用したいサービス・事業は何ですか」で、「利用したいサービス・事業はない」を選択した方が96人のため、集計は96人が対象となります。

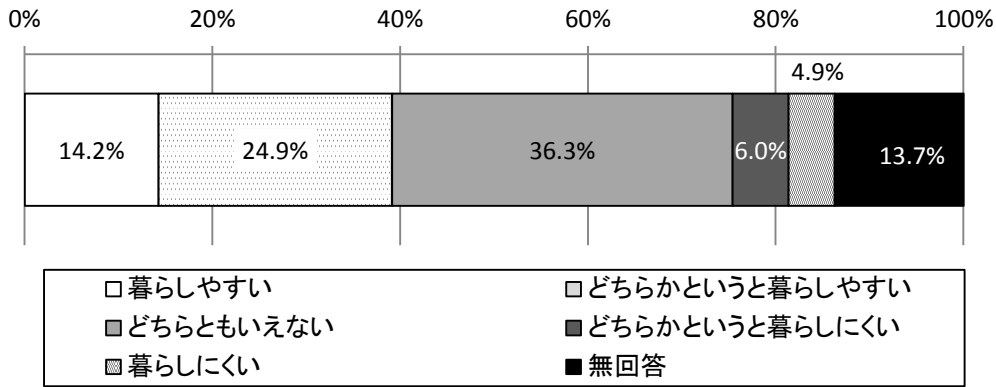
問 今後、笠間市の障がい者福祉施策に対して期待していることは何ですか。

笠間市の障がい者福祉施策に対して期待していることについては、「相談機関の充実」が24.6%と最も高く、次いで「経済的な援助の充実」が23.3%、「障がい者に対する理解を深める啓発や広報の充実」が22.5%となっています。

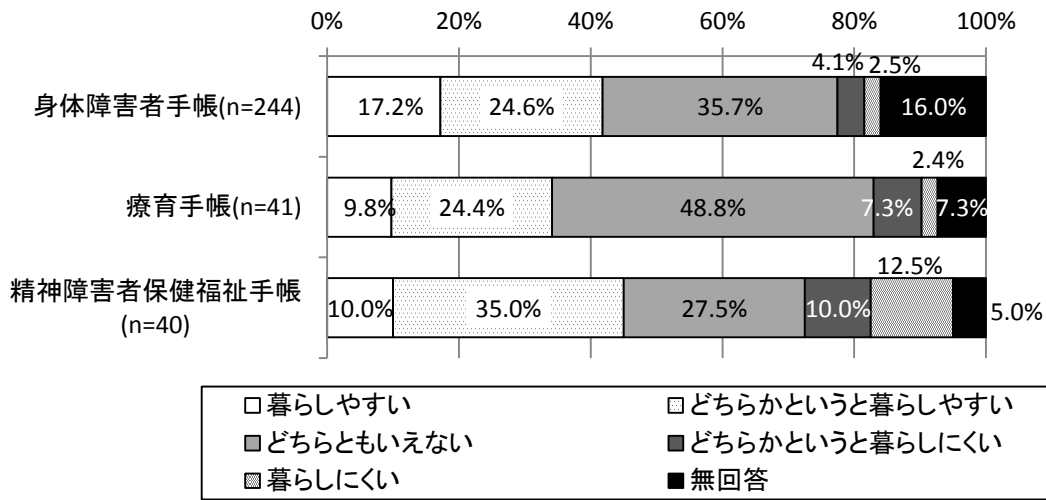


問 総合的に見て、現在の笠間市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。

現在の笠間市は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「暮らしやすい（暮らしやすい+どちらかという暮らしやすい）」が39.1%、「暮らしにくい（どちらかという暮らしにくい+暮らしにくい）」が10.9%となっています。



【クロス集計】



第6節 関係機関等ヒアリング結果

(1) 調査の目的

平成30年度を初年度とする「第3期障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」の策定にあたり、関係機関の意見・要望等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてヒアリングを実施しました。

(2) 調査方法

障がい福祉の関係機関に対して、事前にヒアリングシートを配布し、そのシートをもとにヒアリングを行いました。なお、ヒアリングに参加できない関係機関は、ヒアリングシートの提出をもって資料の参考といたしました。

(3) 実施時期

平成29年7月21日（金）午前10時より（各団体30分程度）

(4) ヒアリング対象障がい福祉関係機関

- ・茨城県立友部特別支援学校
- ・茨城県立リハビリテーションセンター
- ・笠間市身体障害者福祉協会
- ・笠間市手をつなぐ育成会
- ・社会福祉法人朝日会 愛の里
- ・社会福祉法人城北福社会 佐白の館
- ・社会福祉法人光風会 生活支援センター「風（F O O）」
- ・社会福祉法人ひだまり会 地域活動支援センター ディライトホーム
- ・社会福祉法人ひだまり会 水戸市精神障害者地域生活支援センター かさはら

第3章 計画の円滑な推進にあたって

第1節 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

本計画を円滑に、また確実に推進していくために、各計画に関連する主管課や関係機関との連携をさらに強め、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある方への理解と人権・福祉意識の向上に努めつつ、各自の職務を適切に遂行することができるよう障がい福祉に関する意識と知識の研鑽に努めます。

(2) 障害者地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある方の生活支援のニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援事業などを通じた効果的なケアマネジメントが必要です。また、そのためには市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。そこで、「笠間市障害者地域自立支援協議会」を中心に相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行ってまいります。

○障害者地域自立支援協議会の機能

障害者地域自立支援協議会には大きく分けて6つの機能があります。この機能をよく理解し、その活動をより良いものとするために、共通の目標を持って協働意識を育み、地域での支援レベルを一つひとつステップアップしていくため、具体的な目標を設定し取り組んでいきます。

サービス名	サービス内容
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質の向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業の評価 ・ 市の相談事業支援事業の強化及び県の相談支援体制整備事業の活用

○相談から支援までの流れ

- 1 福祉関係サービスに関する窓口での相談や、施設入所者や施設職員からの相談を受け、事務局がケース内容等を集約します。
- 2 事務局が相談内容をもとに記録票を作成します。
- 3 解決に必要とされる社会資源と支援の方向性を定めるため、適切な情報をもち合わせている関係者を招集し、検討会を開催します。
- 4 本人や家族の参加を基本とし、本人のニーズや願いを聞き取りながら支援体制・計画を作成していきます。
- 5 会議の結果をもとに、本人と相談しながら福祉サービスの申請やその他必要な支援を行っていきます。

第2節 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て設置している障害者地域自立支援協議会を活用し、多様な意見・提言に基づき、市の障害福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

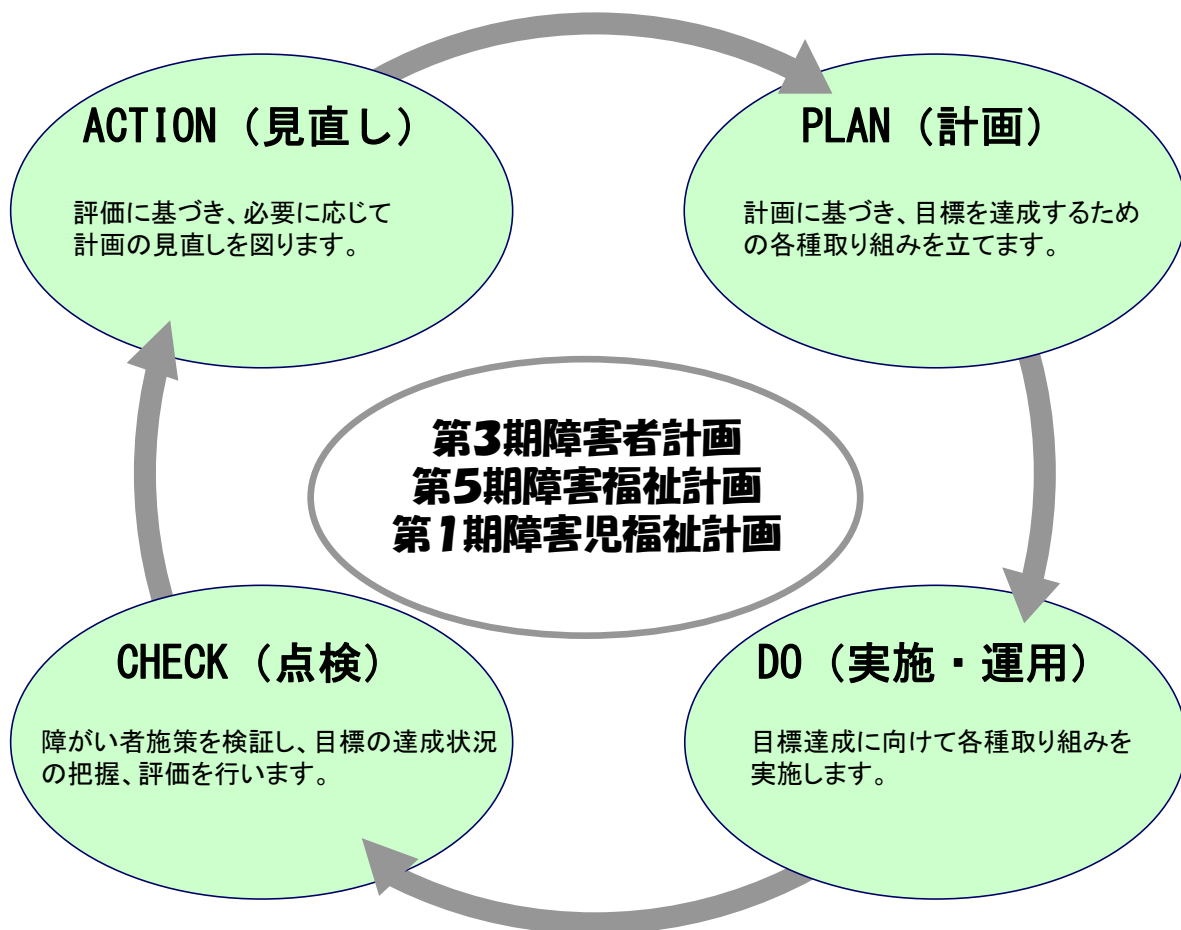
第3節 サービスの質の確保

障がい福祉サービスなど、多くのサービスは民間の事業者が提供するようになりました。行政の役割は、サービスの量の確保だけでなく、サービスの質の確保も重要となってきています。サービス利用者が主体的にサービス提供事業所を選択できるよう、様々な手段での情報の提供に努めるとともに、市が実施主体となる地域生活支援事業については、良質なサービスが提供されるようサービス提供事業者の指導・監督に努めていきます。

第4節 計画の達成状況の点検・評価

本計画の着実な推進を図るために、障がいのある方やその家族、関係団体との意見交換とともに、マネジメントサイクルを確立させ社会福祉課を中心に関係機関における協議や調整及び障害福祉計画策定委員会、障害者地域自立支援協議会等を通じて点検・評価を行います。

大幅な方向転換が必要と考えられる場合には、実情に則した計画に見直しを行います。



第 3 期障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害者基本法では、障がいのある方は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。また、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が明記されています。

本計画は、この基本理念や障がいのある方への定義を強く認識し、障がいのある無にかかわらず、すべての市民が個人として尊重される地域社会づくりをめざし障害者基本法第一条の目的として定められる「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」をこの地域に合わせた計画で策定する必要があります。

また、病気や障がいによって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障がいのある方が有する能力及び潜在する能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本市における障がい者福祉行政の在り方及び障がいのある方が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、障害者基本法に示された理念を踏まえ、基本理念を第2期計画から踏襲し、『支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり』とします。

【基本理念】

支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり

第2節 基本的な視点

計画の基本理念を実現するために、次のような基本的な視点に立ち、施策の充実を図ります。

基本的視点1：ノーマライゼーションとこころのバリアフリーの実現

障がいのある方もない方もともに生活し、ともに活動できるノーマライゼーションの理念を市民が正しく理解し、障がいのある方に対する「心の壁（バリア）」を取り除き（こころのバリアフリー）、互いに理解を深める交流を促進します。

基本的視点2：安らぎがあり、豊かな生活の実現

住み慣れた地域で心と体の健康を保つための機会が充実し、お互いに支え合って幸せを分かち合い、そして、安らぎがあり、心豊かな生活を送ることができるようにします。

また、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護を充実します。

基本的視点3：自分らしさを追求し成長するプロセスの尊重

障がいのある方が主体となり、いつでも安心して相談できる場があり、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを必要な時に利用できるよう、ニーズの把握と関係者の育成に努めます。

基本的視点4：豊かなコミュニケーションのあふれる福祉のまちづくり

みんなが利用しやすい施設の整備により、不便を感じることなく外出や活動をすることができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整い、安心して生活のできる福祉のまちづくりを目指します。

第3節 基本目標

1 理解と参加による福祉の推進

各種広報媒体の活用や様々な行事を通じて啓発・広報活動を充実させながら、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と、地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進を行います。

2 継続的な保健・医療サービスの提供

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見、個々の状況に応じた支援を継続的に提供します。

3 地域での自立生活支援の充実

障がいのある方が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために、適切な福祉サービスを展開しつつ、住民レベルでの日常的な交流が図れるよう、積極的な支援を推進していきます。

4 雇用と就労支援の充実

障がいの特性に応じた就労の場や就労に触れ喜びを感じられる機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がいのある方一人ひとりの働く意欲を尊重し、必要に応じ適切な育成を進め、働く場の確保を図ります。また、就労する周囲の人への理解にも取り組みます。

5 とともに学びともに育つ地域づくり

障がいの特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、個性と能力を育む教育を切れ目なく進めていきます。

6 安心と安全のまちづくり

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後も心と環境の両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

7 権利擁護の充実

障がいのある方へ成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修等を行うことで、成年後見制度等の利用を促進していきます。

第4節 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
1 理解と参加による福祉の推進	(1) こころのバリアフリー推進	①広報・啓発活動の推進
		②地域福祉とボランティアの推進
	(2) 当事者参画の促進	①当事者参画の促進
2 継続的な保健・医療サービスの提供	(1) 早期療育の充実	①療育体制の充実
	(2) 健康づくりの推進	①こころの健康づくりの推進
		②医療・リハビリテーションの充実
3 地域での自立生活支援の充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	①在宅福祉サービスの充実
		②経済的支援の推進
	(2) 日中活動の場の充実	①活動の場の充実
		②移動支援の充実
(3) 暮らしの場の確保	①居住の場の確保	
	②施設入所への支援	
(4) 相談と情報提供の充実	①相談支援と情報提供の充実	
4 雇用と就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	①就労支援機能の整備充実
		②雇用の場の拡大
		③就労支援事業の充実
		④福祉的就労の場の確保
5 とともに学びともに育つ地域づくり	(1) 障がい児の保育・教育の充実	①保育・教育等支援の充実
		②特別支援教育の推進
		③放課後対策等の充実
		④地域交流の促進
		⑤発達障がい者等への支援
(2) 社会参加の促進	①スポーツ・文化活動・社会活動の促進	
6 安心と安全のまちづくり	(1) 福祉のまちづくりの推進	①バリアフリーの推進
	(2) 安心なくらしの確保	①住環境の整備
	(3) 防災・防犯体制の推進	①防災・防犯体制の推進
7 権利擁護の充実	(1) 成年後見制度の充実	①成年後見制度の充実
		②日常生活自立支援事業の充実
	(2) 障がい者虐待防止のための体制の整備	①虐待防止などの啓発の推進
②虐待対応等への体制整備		
(3) 差別の禁止	①差別の禁止の周知	

第2章 施策の展開

第1節 理解と参加による福祉の推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、心ない視線や言葉などにより、人間としての尊厳を傷付けられている障がいのある方も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

平成29年1月に実施した「笠間市障がい者福祉に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）では、「共生社会を実現するために必要なこと」として、「近隣住民の理解と協力」という回答が最も多くなっています。

障がいのある方に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある方や特別支援教育への理解、障がい者雇用の促進を図るため、「広報かさま」などの広報媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行います。

また、高齢者や障がいのある方に対する理解と認識を促進するため、高齢者との交流の機会を充実したり、障がいのある方に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深めさせたりする教育を推進します。

さらに、地域社会におけるノーマライゼーションの理念に基づくインクルーシブ教育*の推進や、人権教育や福祉教育における障がい者理解の促進を図り、障がいのある方が、地域で共存していくために、自ら交流する場へ参画できる仕組みを促進します。

【主要課題】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) こころのバリアフリー推進(2) 当事者参画の促進(3) 福祉教育の推進 |
|---|

※ インクルーシブ教育 障がいのある子どもも、ない子どもも、誰もが地域の学校で共に学べる教育のこと。

(1) こころのバリアフリー推進

すべての市民の障がいや障がいのある方への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指すとともに、「こころのバリアフリー」を推進します。

①広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
広報・啓発活動の充実	障がい別の接し方を解説したパンフレットや、ホームページの作成、障がいのある方に関するマークの紹介、権利擁護に関する講演会の開催などの啓発を図ります。	社会福祉課
研修等の充実	すべての人が障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくるため、職員や民生委員、障害福祉サービス事業者等を対象に、障害者差別解消法や障害者虐待防止法などの権利擁護に関する研修会を実施します。	社会福祉課
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発〔障害福祉サービス〕	発達障がいをより多くの人に理解してもらうために地域住民向けの研修や講演会を開催したり、発達障がいの特性や対応方法などについて解説したわかりやすいパンフレット、チラシなどを作成します。	社会福祉課
理解促進研修・啓発事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対し、障がいのある方等への理解を深めるための研修・啓発を通じて、共生社会の実現を図ります。	社会福祉課

②地域福祉とボランティアの推進

事業名	事業内容	担当課
地域包括ケアの推進	“地域ケアシステム”の機能を一層強化し、笠間市の実情に応じた「茨城型地域包括ケアシステム」を目指し、ネットワーク代表者会議の活用、地域課題検討会・地域包括ケア会議の充実、関係機関との連携の強化を図り、障がいや難病のある方だけではなく、高齢者、児童、ひとり親家庭、ひきこもりに悩む方など、それぞれの制度での支援を基本に、多職種との連携によりニーズに合わせた支援していく体制づくりを進めていきます。	社会福祉課 高齢福祉課
地域での受け入れ体制づくり	障がいのある方が、住みなれた地域で安心して生活していくために、民生委員児童委員、ボランティア団体、行政区、自治会及び障がい者団体など、身近な人々の協力を得て、活動の場の創造や地域社会づくりを推進します。	社会福祉課
ボランティアの育成・支援	若年層及び定年退職者が、ボランティア活動に興味・関心を持つ契機となる各種講座の開催や、あらゆる世代へのボランティア・市民活動に対する意識啓発を行い、多様なニーズに対応できるボランティアの育成・強化を図り、地域での支援活動を更に推進します。	社会福祉 協議会
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言〔障害福祉サービス〕	発達障がい者支援センターや発達障がい者地域支援マネジャーが、関係機関の職員に助言を行います。	社会福祉課
発達障がい者支援地域協議会〔障害福祉サービス〕	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な会議を開催します。	社会福祉課
自発的活動支援事業	障がいのある方や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共生社会の実現を図ります。	社会福祉課

(2) 当事者参画の促進

市では、これまで「障がい者のふれあい事業」を実施するなど、障がいのある方の活動の機会づくりを行ってきました。今後も、引き続き障がいのある方が行っている活動を支援するとともに、社会参加に向けた機会づくりを進めてまいります。

①当事者参画の促進

事業名	事業内容	担当課
障がい者の明るい暮らし支援事業	障がいのある方が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）や、社会復帰に対する意識の啓発と活動を支援します。	社会福祉課

(3) 福祉教育の推進

子どもの頃から、障がいや障がいのある方に対する支援や理解、認識を深めていけるように、学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、教育の場での福祉学習の機会を充実させます。

①福祉教育の推進

事業名	事業内容	担当課
福祉教育・ボランティア学習の推進	心の触れ合いの場の充実として、市内の特別支援学校と連携を図り、障がいを有する児童生徒との交流及び共同学習や、地域の高齢者との触れ合い、交流活動を推進します。	学務課

第2節 継続的な保健・医療サービスの提供

【現状と課題】

身体発育や精神発達の遅れがある乳幼児を早期に発見し、早期診断や適切な治療・療育へ結びつけることにより、障がいの予防・軽減を図ることが重要であることから、月齢に応じた乳幼児健康診査を継続的に実施しています。

また、アンケート調査の「現在、医療を受けているか」では、67.9%の人が「受けている」と回答していることから、今後は、療育体制の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

また、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障がいの予防・軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障がいの原因となりやすい生活習慣病の予防や健康づくりを推進し、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を進め、障がいのある方が安心して生活していけるように努めます。

【主要課題】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 早期療育の充実(2) 健康づくりの推進 |
|--|

(1) 早期療育の充実

各種健（検）診及び健（検）診後の指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に継続して取り組みます。

①療育体制の充実

事業名	事業内容	担当課
親子通園事業	情緒・言語・心身の発達などに支援が必要な児童と、その保護者が一緒に親子教室に通園し、児童の発達と親子の触れ合いを支援するため、専門的な知識を有する指導員から生活訓練や機能訓練などの指導や相談、助言を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進	障がいの原因となる疾病の予防・早期発見・治療を推進していくため、乳幼児健診から継続した切れ目のない支援体制をつくります。また、乳幼児の事故予防について、健診や各戸訪問等で継続した周知をします。	健康増進課
各種母子保健事業	疾病や障がいの予防・早期発見・治療や療育につなげていくため、乳幼児健診や発達相談等の充実を図ります。また、発育・発達面の心配や育児への不安の軽減等が図れるよう、個々に合わせた細やかな対応を継続します。	健康増進課

(2) 健康づくりの推進

障がいの原因となる疾病を予防するとともに、障がいのある方の健康管理のため、健康教育、健康相談などの充実に努めます。また、「こころの健康づくり」に取り組み、精神保健に関する情報提供などに努めます。

①こころの健康づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
こころの相談室	年12回、市内の地区を巡回し、こころの悩みやひきこもりの問題について、本人やその家族の方を対象に、精神保健福祉士・保健師等が保護者の相談に応じ、必要な助言・指導をします。	健康増進課
こころの健康講座	年1回、精神保健に対して正しい知識の普及を図り、こころの病気に対する理解や関わり方を学ぶための講座を開催します。	健康増進課

②医療・リハビリテーションの充実

事業名	事業内容	担当課
精神デイサービス	年24回、在宅のこころの病をもつ方を対象に作業療法士や保健師等によるグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をします。	健康増進課
救急医療体制の充実	市立病院や県立中央病院、医師会、薬剤師会等の地域資源が連携を強化することにより、必要な時に適切な医療が受けられる救急医療体制の充実に努めます。	健康増進課

第3節 地域での自立生活支援の充実

障がいのある方が、在宅においてその人らしい生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した多様なサービスを用意する必要があります。また、それらのサービスが必要な人に必要な時に提供されるよう、適切な調整が必要です。

アンケート調査の「笠間市の障がい福祉サービスの利用」では、障がい福祉サービスを利用したことがある人は25.4%に留まっており、利用していない人の多くは、「サービスを利用しなくても生活できる」、「家族等が世話をしてくれる」という回答が多くなっています。

市では、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。障がい福祉サービスは全国同一内容のサービスですが、地域生活支援事業は、具体的なサービス内容や利用料等を市町村が主体的に決定できるサービスであり、本市の特色ある障がい者施策として、適切なサービスメニューを推進します。

また、障がいのある方の自己決定を尊重し、地域で生活する障がいのある方を支援するうえで相談支援業務が果たす役割は重要です。

ライフステージや個々の要望などに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるために、日々の相談支援業務などから障がいのある方のニーズの的確な把握に努め、様々な種類の障がいに対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【主要課題】

- (1) 地域生活を支えるサービスの充実
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 暮らしの場の確保
- (4) 相談と情報提供の充実

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、介護にあたる家族等の負担を軽減するとともに、障がいのある方、一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの質と量の充実を図る必要があります。今後においても、これらの点や制度改正を踏まえつつ、地域で生活するための快適な居住空間の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な質や量の福祉サービスが受けられるよう対応していきます。

また、社会情勢や経済状況等の環境の変化を考慮し、適宜調査、改正等を検討していきます。

①在宅福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
居宅介護〔障害福祉サービス〕	ヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。年々増える需要に対して、障がいのある方の在宅での生活を支えるための支援に取り組んでいきます。	社会福祉課
重度訪問介護〔障害福祉サービス〕	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、もしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。	社会福祉課
行動援護〔障害福祉サービス〕	行動に著しい困難のある知的障がいや精神障がいのある方が、行動の際に生じる危険を回避するため、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。	社会福祉課
重度障害者等包括支援〔障害福祉サービス〕	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
意思疎通支援事業 〔地域生活支援事業〕	聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し音声訳等による支援事業等を行い、社会生活におけるコミュニケーションを確保することで、自立と社会参加を促進します。	社会福祉課
手話奉仕員養成事業 〔地域生活支援事業〕	聴覚障がいのある方等との交流活動の支援として求められる、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。	社会福祉課
声の広報発行事業 〔地域生活支援事業〕	文字による情報取得に相当の制限を受ける視覚障がいのある方及び文盲者の自立や社会参加、福祉の向上を図るため、広報誌を音読してカセットテープに録音し、声による「広報かさま」及び「広報かさまお知らせ版」を提供しています。	社会福祉課
日常生活用具費支給等事業 〔地域生活支援事業〕	重度障がいのある方等に対し、日常生活の困難を改善し障がいのある方の自立を支援するために必要となる福祉機器等の日常生活用具を給付します。	社会福祉課
重度身体障害者訪問入浴サービス事業 〔地域生活支援事業〕	家庭での入浴が困難な身体に重度の障がいのある方の自宅に訪問し、移動入浴車での入浴サービスを提供します。	社会福祉課
身体障害者更生訓練費支給事業 〔地域生活支援事業〕	身体障害者更生、授産施設に入所している方に訓練費（リハビリ）を支援し、地域生活への移行促進を図ります。	社会福祉課
自動車運転免許取得・改造助成事業 〔地域生活支援事業〕	身体障がいのある方の日常生活や社会活動範囲を広げ自立更生を促進するため、自動車の運転免許取得費用を助成します。また、障がいのため自動車の改造が必要な身体障がい者に対し、就労・通学・通院のために自分で自動車を運転する方へ改造の費用を助成します。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
レクリエーション活動支援〔地域生活支援事業〕	障がいのある方にレクリエーション・芸術文化活動等の機会を提供し、交流や余暇の充実を図り社会への参加を促進します。	社会福祉課
芸術文化活動振興〔地域生活支援事業〕	作品展や音楽祭などの文化芸術活動の機会を提供し、創作意欲や社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
地域活動支援センター事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある方が通所して創作活動又は生産活動を行い、社会との交流の促進を図る事業を行い、福祉的就労や生きがい活動の場を提供します。	社会福祉課
補装具の交付、修理	国の基準に基づき、身体に障がいのある方に補装具の交付・修理に伴う費用の助成を行い自立への支援を推進します。	社会福祉課
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障がいのある方等に対して、必要とする住宅整備に要する費用の一部を助成することにより活動範囲の拡大又は介護者の負担軽減を図り、安心した地域生活の支援を推進します。	社会福祉課

②経済的支援の推進

事業名	事業内容	担当課
心身障害者扶養共済事業	障がいのある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいになった時に、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度であり、今後も制度の周知を進めていきます。	社会福祉課
特別障害者手当等給付事業	精神や身体に重度の障がいを持ち、常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の障がいのある方に特別障害者手当を給付します。20歳未満の障がい児には障害児福祉手当を給付します。	社会福祉課
難病患者見舞金支給事業	保健所から指定難病特定医療費受給者証を交付されている方に見舞金を支給し、心身の安定と福祉の増進を図ります。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
自立支援医療（更生・育成・精神医療）給付事業	自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。医療を受けることにより、障がいの程度が軽減されるか、心身の機能が維持される場合、その医療費を負担します。	社会福祉課
在宅心身障害児福祉手当	在宅の20歳未満の障がい児の養育者に対して、手当を支給しこれら児童の介護に当たる養育者とその家族の心身の安定と福祉の増進を図ります。	社会福祉課
NHK放送受信料免除又は半額免除申請証明	障がいのある方がいる非課税世帯や重度の障がい者世帯に対し、NHK放送受信料全額免除又は半額免除制度に必要な証明手続等を行います。	社会福祉課
特別支援教育就学奨励費補助	学用品費や学校給食費など学校生活に必要な費用の援助を行います。	学務課

（２）日中活動の場の充実

介護者の高齢化や、病院等からの移行等により、サービスの利用の需要が高まり、日中活動の場の充実が求められています。各障がい福祉サービスや地域生活支援事業を適宜組み合わせ、障がいのある方の社会生活及び日中活動の場の充実を図ります。

①活動の場の充実

事業名	事業内容	担当課
生活介護〔障害福祉サービス〕	主に日中、障害者支援施設などで常に介護を必要とする方に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。	社会福祉課
療養介護〔障害福祉サービス〕	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
児童発達支援〔障害児福祉サービス〕	障がいのある児童を施設に通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行います。	社会福祉課
放課後等デイサービス〔障害児福祉サービス〕	障がいのある就学児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	社会福祉課
短期入所（ショートステイ）〔障害福祉サービス〕	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。	社会福祉課
自立訓練（機能訓練）〔障害福祉サービス〕	身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	社会福祉課
自立訓練（生活訓練）〔障害福祉サービス〕	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な、訓練・生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	社会福祉課
日中一時支援事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある方等の日中における活動の場を確保し障がいのある方等の家族の就労支援及び障がいのある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。	社会福祉課

②移動支援の充実

事業名	事業内容	担当課
移動支援事業〔地域生活支援事業〕	屋外での移動が困難な障がいのある方等について、外出のための支援を行います。	社会福祉課
同行援護〔障害福祉サービス〕	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が、通院・通勤・通学を除く外出をする際、ご本人に同行し移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。	社会福祉課
重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	重度の障がいのある方へ通院通所のためのタクシー券を交付し、1回につき600円を助成します。(年間で48枚綴り1冊。)	社会福祉課
福祉有償運送事業	公共交通機関で移動が困難な障がいのある方や介護者の輸送のために、福祉有償運送運営協議会で、福祉有償運送の必要性や利便性を検討します。また、事業所が道路運送法第79条の登録を得るための書類審査等も行います。今後も法令等の改正に伴い、地域のニーズに合った移動支援の検討を行っていきます。	社会福祉課
障がい者等有料道路割引制度	障がいのある方が自ら運転する自動車や介護者の自動車を対象とした、有料道路通行料金の割引制度の申請手続きを行います。	社会福祉課
自動車税・取得税減免申請にかかる証明等手続き	障がいのある方又は介護者が、通院通学や生業のために運転する自動車に対する自動車税・取得税減免制度申請に必要な証明等手続きを行います。	社会福祉課
笠間市いばらき身障者等用駐車場利用証制度	障がいのある方等を含む全ての人が等しく社会参加できるよう、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、障がい者用の駐車施設の利用対象者であることを示す「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付します。	社会福祉課

(3) 暮らしの場の確保

介護者の高齢化や、病院等からの地域移行により、グループホームや施設入所支援の需要が高くなっているため、必要なサービス見込み量の確保について調整を行い、個々の利用者に応じた適切なサービスの充実に努めます。

①居住の場の確保

事業名	事業内容	担当課
自立生活援助〔障害福祉サービス〕	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある方について、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応を行い自立生活を支援します。	社会福祉課
共同生活援助（グループホーム）〔障害福祉サービス〕	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。障がいのある方の孤立の防止や、生活不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などを目的としています。	社会福祉課
福祉ホーム〔地域生活支援事業〕	身体に障がいのある方で家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方の居住の場の確保のため、福祉ホーム事業者への補助により、事業運営の推進を図ります。	社会福祉課
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〔地域生活支援事業〕	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方等に対し、入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方等への理解と協力を促し、地域生活を支援します。	社会福祉課

②施設入所への支援

事業名	事業内容	担当課
施設入所支援〔障害福祉サービス〕	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
施設の確保	障がいのある方の様々なニーズに的確に応えていくため、地域における社会資源としての機能の強化を図るなど、民間活力を視野に入れた障害者施設の整備に努めます。	社会福祉課

(4) 相談と情報提供の充実

障がいのある方や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

①相談支援と情報提供の充実

事業名	事業内容	担当課
障害者相談支援事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある方からの相談に応じて、必要な情報の提供や、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。	社会福祉課
計画相談支援〔障害福祉サービス〕	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、及び「サービス等利用計画」の作成を行います。また、支給決定されたサービスの利用状況等をモニタリングし、サービス事業者との連絡調整等を行います。	社会福祉課
基幹相談支援センター等機能強化事業〔地域生活支援事業〕	市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を持つ専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
地域移行支援〔障害福祉サービス〕	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するための重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	社会福祉課
地域定着支援〔障害福祉サービス〕	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	社会福祉課
障害者相談員	障がい者福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、障がいのある方またはその家族からのいろいろな相談に応じ、笠間市基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連絡をとりながら、必要な指導を行っていきます。	社会福祉課
各相談窓口の充実	相談窓口において、障がいの特性に応じた筆談・読み上げ等合理的な配慮に心掛け、職員の資質向上に努めます。	社会福祉課
相談機関のネットワークの強化	障害者地域自立支援協議会を通じて、保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業者やNPO等との相談支援のネットワーク化を図り専門的な支援体制を強化します。今後も障がい関係事業所だけではなく、医療機関や介護関係事業所との連携を強化します。	社会福祉課
発達障がい者支援センターによる相談支援〔障害福祉サービス〕	発達障がい児（者）とその家族、関係機関等から日常生活でのさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、保育園や学校、職場で困っていること）などに応じます。また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関への紹介も行います。	社会福祉課

第4節 雇用と就労支援の充実

障がいのある方の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障がい者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

アンケート調査の「現在の就労状況」では、働いている人は21.5%、職業訓練・就職活動中の人は3.1%となっています。また、働いていない人のうち、約2割の人は「働きたい」というニーズを持っています。

障がいのある方を受け入れる事業所や、能力に合った職が少ないため、障がいのある方が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進します。

障がいのある方の就労を促進するためには、就労先となる企業の理解・協力が重要であることから、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障がいのある方が就労可能な職種の開発や相談の充実を図るため、関係機関との連携が重要です。

また、当事者自身が一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、一般就労に向けた活動を支援します。

【主要課題】

(1) 雇用・就労の促進

(1) 雇用・就労の促進

一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、就労先となる企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、企業等に対する障がい者雇用についての啓発、職業訓練の機会拡大や就職相談など、就労支援体制の整備に努めます。

①就労支援機能の整備充実

事業名	事業内容	担当課
雇用・就労相談の充実	障害者地域自立支援協議会や水戸公共職業安定所と連携して、障がいのある方の雇用の促進に努め、職場環境や労働条件の向上等について相談できる体制づくりを進めます。	社会福祉課 水戸公共職業安定所
「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡会議）」の促進	障がいのある方の安定した職業生活・社会生活の維持を目的として「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡会議）」を通じ、就職に関する情報等の就労支援を促進します。	水戸公共職業安定所 (笠間地区障害者雇用連絡会議)

②雇用の場の拡大

事業名	事業内容	担当課
事業主への雇用の啓発	市内の事業主に対して、公共職業安定所等の雇用関係機関と連携し、障がい者雇用に関わる各種制度の活用や雇用実例の紹介などを行い、雇用促進を働きかけていきます。	社会福祉課
市職員への雇用の促進	障がいのある方の市職員への採用については、これまで同様に法で定められた雇用率を達成しつつその能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。	秘書課

③就労支援事業の充実

事業名	事業内容	担当課
就労継続支援（A型・B型）〔障害福祉サービス〕	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	社会福祉課
就労移行支援〔障害福祉サービス〕	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行い、一般就労に必要な知識・能力を養って、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。	社会福祉課
就労定着支援〔障害福祉サービス〕	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	社会福祉課

④福祉的就労の場の確保

事業名	事業内容	担当課
就労に関する情報提供等	福祉的就労に関する情報や技術習得機会の提供を行います。	社会福祉課
授産製品の販路拡大	就労継続支援事業所等で生産された製品の紹介、PRへの協力など活動を支援するとともに、製品の販売拠点の運営等を支援します。	社会福祉課
障がい者優先調達	障害者就労支援施設等からの物品優先調達方針に基づき、物品等の優先購入を行います。	社会福祉課

第5節 ともに学びともに育つ地域づくり

成長発達期にある乳幼児は、障がいをもっていても、早期に発見し適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

アンケート調査では、「笠間市の障がい者福祉施策に期待すること」として、「学校等の教育機関における受け入れの拡大」という回答も約1割となっています。

乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやその保護者に対し、乳幼児期からの相談体制の充実に努めます。また、保育所の障がい児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっていることから、各関係機関において、心身障がい児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の強化を図ります。

学齢期以上の児童に対しては、障がいの種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育が実施できるよう各関係機関と連携します。

また、今後は、発達障がい児（者）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、学習障がい、発達障がいを抱える児童を含めて、障がいのある児童も地域の学校で学習することを前提に、必要に応じた特別な教育的支援を行う学習の場を提供していきます。

それに加え、放課後児童クラブにおいても、障がい児の受け入れを促進してまいります。

さらに、障がいのある方がその興味と適性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいをもって生活していくための施策の充実を図ります。

【主要課題】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 障がい児の保育・教育の充実等(2) 社会参加の促進 |
|--|

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいのある幼児の、個々の障がいに応じた適切な教育・療育のために、福祉と連携した支援や相談体制の充実を図ります。

また、こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援や、交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。

①保育・教育支援の充実

事業名	事業内容	担当課
障害児通園施設運営事業	障がい児通園の処遇改善を目的に、障害児通園施設の運営補助事業の推進を図ります。	社会福祉課
児童発達支援〔障害児福祉サービス〕 再掲	障がいがある未就学児に対して、事業所へ通所することにより、発達や療育に必要な支援を行います。 (日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練など)	社会福祉課
医療型児童発達支援〔障害児福祉サービス〕	肢体不自由の障がいがある未就学児に、児童発達支援と併せて治療を行います。	社会福祉課
保育所等訪問支援〔障害児福祉サービス〕	障がいがある児童が通う保育所や幼稚園、小学校に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	社会福祉課
障害児相談支援〔障害児福祉サービス〕	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。	社会福祉課
居宅訪問型児童発達支援〔障害児福祉サービス〕	重度の障がいの状態にあり、外出することが難しい障がい児を対象に居宅訪問をして児童発達支援を提供するサービスです。	社会福祉課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置支援	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供につなげます。	社会福祉課

②特別支援教育の推進

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育事業の実施	他の保育所児とともに保育するなかで、個々の障がい乳幼児の状況や発達の特徴に応じて、障がい児の生活や経験を充実させ、成長・発達を可能な限り高めるための事業を実施します。また、スムーズに就学できるよう、家庭児童相談員や保健師、教育委員会指導室等と連携をさらに強化します。	子ども福祉課
ことばとこころの教室	幼児の在籍している保育所（園）・幼稚園・こども園や保護者・関係機関と連携を図りながら、一人ひとりに応じた指導を行います。	学務課 子ども福祉課 (かさまこども園)
特別支援学級の充実	市特別支援教育専門指導員を配置し、市内全小中・義務教育学校の特別支援学級に巡回訪問を行い、多面的な実態把握に基づく個別の指導計画の充実を図ります。	学務課
教育相談・進路指導の充実	幼児期からの一貫した教育的支援の充実を図るため、就学支援シートなどにより、個別の教育支援計画を作成し、円滑な接続に努めます。	学務課

③放課後対策等の充実

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成の充実	放課後児童クラブにおいて、「笠間市放課後児童クラブ障害児受入れ実施に関する要綱」に基づき、放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の資質向上に取り組めます。	子ども福祉課
特別支援学校の放課後対策の充実	特別支援学校に通う児童の放課後や夏休み・冬休みなど長期休業中における保育について、「笠間市放課後児童クラブ障害児受入れ実施に関する要綱」に基づき対応します。	子ども福祉課
放課後等デイサービス〔障害児福祉サービス〕（再掲）	障がいがある就学児に対して、授業の終了後や学校休業日に事業所へ通所することにより、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	社会福祉課

④地域交流の促進

事業名	事業内容	担当課
地域での交流の推進	ふれあいスポーツの集いの開催により、障がい者と保育所児、こども園児がひとつの会場で競技をし、地域交流を促進します。	社会福祉課
福祉教育・交流教育の推進	合理的配慮を踏まえた居住地校交流及び学校間交流の積極的な取り組みと、障がい者スポーツを通じての「こころのバリアフリー」を推進します。	学務課

⑤発達障がい者等への支援

事業名	事業内容	担当課
発達障がい者等への支援の促進	発達障がい児が地域で安心して暮らしていくことができるよう、それぞれの年齢、ライフステージに合った適切な支援を受けられる体制と、この障がいが高く市民に理解されるような普及・啓発活動を推進します。	社会福祉課
発達障害者支援法の改正に基づく発達障がい者への支援	平成 28 年に改正された「発達障害者支援法」に基づき、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われるよう努めます。また、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられること無く（社会的障壁の除去）、相互に人格と個性を尊重（意思決定の支援に配慮）しながら共生する社会の実現を目指します。	社会福祉課

(2) 社会参加の促進

生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動等社会参加の促進は、障がいのある方にとって生活を豊かにするとともに、地域社会との交流や理解を深める良い機会となります。

また、2019年のいきいき茨城ゆめ国体の開催や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等障がい者スポーツはますます注目されていることから、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への障がいのある方の参加を促進します。

①スポーツ・文化活動・社会活動の促進

事業名	事業内容	担当課
スポーツ大会事業	県のスポーツ大会や障がい者運動会などを通じ、障がいのある方の体力増強や交流、余暇活動の充実等を図ります。また、障がいのある方の団体活動にスポーツレクリエーションを取り入れるための支援を行います。	社会福祉課
障がい者参加の文化活動	ふれあい作品展やみんなの音楽祭を開催し能力や生きがいを高め、子どもも大人も障がいのある方も一緒に楽しみながら交流するための場を提供します。	社会福祉課

第6節 安心と安全のまちづくり

障がいのある方が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば多くの人に優しい生活環境であるといえます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、情報面やコミュニケーション手段、周囲の理解などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

アンケート調査では、「外出しやすくするために、笠間市の施策に期待すること」として、「デマンドタクシーの充実」等の交通インフラとともに、「一緒に楽しむ仲間をつくる場所の設置」や「障がいのある人が使える施設を増やす」、「障がい者用駐車スペースの整備」、「障がい者用トイレの設置」という回答が多くなっています。

障がいのある方が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。

また、障がいのある方が地域社会の中で安心して快適に生活するためには、住宅の改善・整備が必要です。

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障がいのある方を取りまく住宅事情はまだ十分とは言えません。特に、家庭内での行動が自由に行えるよう、住宅の整備などについて居住条件に合わせたきめ細やかな配慮が必要です。

このため、障がいのある方に配慮された住宅についての相談を充実し、障がいの状況、介護の実態などに応じた住宅の建築・改造などに対して支援するため、住宅改善費の補助や住宅建築・改造の際の相談指導などを通して、住宅のバリアフリー化の促進に努めます。

さらに、災害時には、視覚や聴覚などの障がいのある方に対する的確な情報提供や、安全に避難できる避難路の確保に努めます。

【主要課題】

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 安心なくらしの確保
- (3) 防災・防犯体制の推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

すべての市民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を踏まえ、道路や公共施設などの生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインの促進を行い、福祉のまちづくりを推進します。

①バリアフリーの推進

事業名	事業内容	担当課
人にやさしいまちづくりの啓発	障がいのある方をはじめとして、すべての人にやさしいまちづくりを進めるために、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」や「身体障害者補助犬法」などを広く市民に啓発していきます。また、障がいのある方に対する社会的障壁を取り除くために、合理的な配慮の提供に努めます。	社会福祉課
バリアフリーのまちづくり	「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、障がいのある方を含む、ひとにやさしいまちづくりを目指し、住宅や生活環境、交通環境の整備を推進します。	都市計画課
公共施設・避難所のバリアフリー化	公共的施設の整備については、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等の基準に基づき整備していきます。また、施設のバリアフリー化については、施設の改修時において対応をしていきます。防災標識については、拠点避難所や一次集合場所の案内標識について設置してまいりましたが、引き続き障がいのある方に配慮した防災基盤整備を進めていきます。	総務課 都市計画課
情報バリアフリーへの対応	障がいのある方が容易に情報発信、アクセスなどが出来るよう、配慮された情報通信機器などによる情報提供について検討します。	社会福祉課

(2) 安心なくらしの確保

障がいのある方が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、身体状況に応じた住環境の整備が必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成やグループホームの整備を推進します。

①住環境の整備

事業名	事業内容	担当課
グループホーム (共同生活援助) 〔障害福祉サービス〕再掲	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。障がいのある方の孤立の防止や、生活不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などを目的としています。	社会福祉課
重度障害者住宅リフォーム助成事業 再掲	在宅している重度障がい者等に対して、必要とする住宅整備に要する費用の一部を助成することにより、活動範囲の拡大又は介護者の負担軽減を図り、快適な地域生活の支援を推進します。	社会福祉課

(3) 防災・防犯体制の推進

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、自助・共助を根幹とする避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障がいのある方などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

①防災・防犯体制の推進

事業名	事業内容	担当課
公共施設・避難所のバリアフリー化再掲	公共的施設の整備については、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等の基準に基づき整備していきます。また、施設のバリアフリー化については、施設の改修時において対応をしていきます。防災標識については、拠点避難所や一次集合場所の案内標識について設置してまいりましたが、引き続き障がいのある方に配慮した防災基盤整備を進めていきます。	総務課 都市計画課
防災知識の普及・啓発	災害時支援協定連絡会の開催や、市の総合防災訓練への参加を通じて、施設職員の災害に対する基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等についての理解促進に努めていきます。	総務課 社会福祉課
緊急通報体制の充実	障がい者や高齢者が住み慣れた地域で安心かつ安全に暮らせるよう、緊急時の備えとして自宅に通報装置を設置して、生活を見守り支援するとともに、今後も見守り協定や徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業をはじめ、自助と互助の役割を重視した様々な地域資源の活用により、緊急通報体制の充実を図っていきます。	社会福祉課 高齢福祉課 消防本部

事業名	事業内容	担当課
避難先の体制整備	<p>一般の避難所での集団生活が困難な障がいのある方の避難先として、かさまこども園、いなだこども園、地域交流センターともべ、地域交流センターいわま、友部特別支援学校、友部東特別支援学校を福祉避難所として指定しています。また、民生委員児童委員、市民団体、ボランティア団体等の協力を得て、介護を要する障がいのある方の所在や状況の把握に努め、医師、ホームヘルパー、保健師等による、住宅、避難所等での巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施します。</p>	<p>総務課 社会福祉課 健康増進課</p>
防災訓練の実施	<p>災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要であり、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施します。</p> <p>災害時の障がいのある方の安全を確保するため、障がいのある方の訓練への参加を積極的に推進します。特に、自主防災組織による障がいのある方の把握を前提とした避難等の訓練を行います。</p> <p>また、災害対応力が比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し従来の避難訓練等に加え防災訓練を実施するよう指導します。</p>	<p>総務課</p>
災害時のオストメイト対策の充実	<p>災害時に備えて、市役所で個人専用のストマ装具を保管し、緊急時の避難所等での対応ができるようにするなど、オストメイト対策の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
要援護者の避難施設の確保	<p>災害時に要援護者が安全に避難できるように、市内の民間福祉施設と協定を結び、援護が必要な方の避難場所の確保を図ります。また、実際の災害時に迅速な対応ができるよう、施設との協力体制、避難時対応の手順化等の整備を進めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

第7節 権利擁護の充実

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを、生活上の重要な場面でサポートしていくこととなります。

アンケート調査では、「成年後見制度」の認知度は約半数となっています。また、「障がいがあることで嫌な思いをしたことがあるか」では、28.8%の人が「ある」としています。

「権利擁護」については、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がいのある方への成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障がいのある方に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障がい者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。この法律に基づき、本市の職員が適切に対応するための必要な事項を定める「対応要領」を策定し、合理的配慮に努めています。

【主要課題】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 成年後見制度の充実(2) 障がい者虐待防止のための体制の整備(3) 差別の禁止 |
|---|

(1) 成年後見制度の充実

障がいのある方への成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

①成年後見制度の充実

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度普及啓発事業〔地域生活支援事業〕	認知症や知的障がい、精神障がい等により意思表示が困難な方の権利を擁護するために、成年後見制度があります。今後は成年後見制度を利用する必要があり、経済的な理由などで制度を利用できない人を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業〔地域生活支援事業〕	成年後見制度とは、判断能力が不十分な状態（認知症や知的障がい、精神的な障がい等）にある方の日常生活を法律的に保護する制度です。適切な制度利用のため、相談や市長申し立て等の支援を進めています。今後も制度の普及や啓発などの利用促進を進めるとともに、定住自立圏による広域での法人後見支援・市民後見の育成などを推進します。	社会福祉課
成年後見制度法人後見支援事業〔地域生活支援事業〕	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人による後見活動を支援することで、障がいのある方の権利を擁護します。	社会福祉課

②日常生活自立支援事業の充実

事業名	事業内容	担当課
日常生活自立支援事業の充実	知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 障がい者虐待防止のための体制の整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されました。障がいのある方に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援推進のため、障がいのある方の虐待を防止するための体制づくりに努めます。

①虐待防止などの啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
虐待防止など人権に関する啓発の推進〔地域生活支援事業〕	障がいのある方に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。	社会福祉課

②虐待対応等への体制整備

事業名	事業内容	担当課
虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生委員児童委員などの関係団体との連携強化による、速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。	社会福祉課

(3) 差別の禁止

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、市職員に対しては、「対応要領」に基づき研修を実施し、また市民に対しては、市のホームページ等にて差別解消の普及・啓発に取り組みます。

①差別の禁止の周知

事業名	事業内容	担当課
差別の禁止の周知	障がいのある方に対する差別の禁止等について、広報紙での啓発や、ホームページの活用による情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。	社会福祉課

第 5 期障害福祉計画

第1章 計画の基本方針

第1節 障害福祉計画の趣旨

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき作成するものです。

平成29年3月31日に通知された「基本指針」においては、その目的を「障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすること」としています。

なお、基本指針では、以下の4つを基本的理念としています。

【基本指針における基本的理念】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備④地域共生社会の実現に向けた取り組み |
|---|

第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市は、障害者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- ① 自立生活支援の環境整備
- ② 必要な訪問系サービスを保障
- ③ 希望する日中活動系サービスを保障
- ④ グループホームの確保を図り、施設入所から地域生活への移行を推進
- ⑤ 必要な相談支援体制を確保し、地域生活移行や地域定着を支援
- ⑥ 福祉施設から一般就労への移行を推進

○ 障害福祉サービスの提供体制の確保

① 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

② 日中活動系サービス

短期入所（福祉型、医療型）、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護

③ 居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援

④ 相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

○ 地域生活支援事業の提供体制の確保

① 必須事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業

② 任意事業

日中一時支援事業、更生訓練費、自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造助成事業

第2章 地域生活と就労移行等の数値目標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活の移行や就労支援を進めるため、平成32年度(2020年度)を目標年度として、次の4つの目標を設定します。

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行

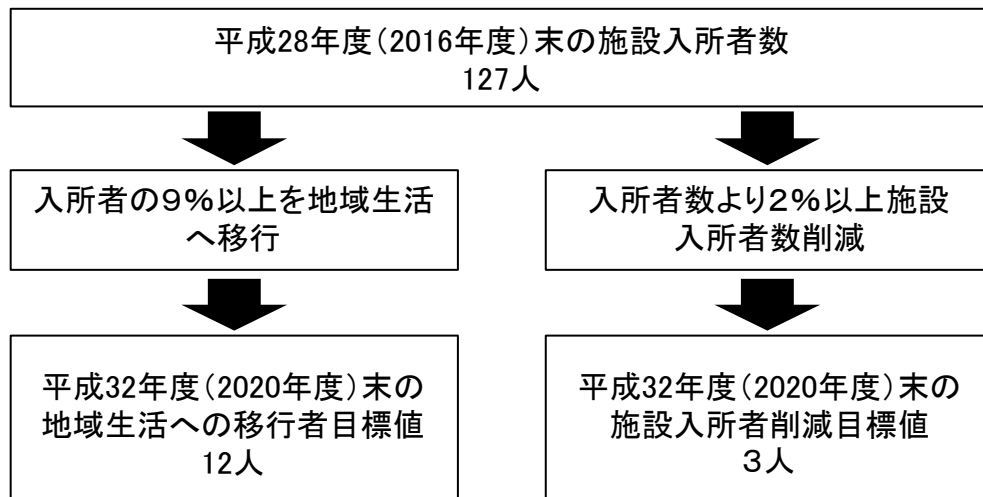
4つの目標の設定にあたっては、国の指針及び県の考え方を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用の推進や、居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度(2016年度)末時点では、障害者支援施設に入所している人は127人です。平成32年度(2020年度)末までの目標値は、施設入所者数の9.0%以上が地域生活へ移行することとします。

また、施設入所者数の2%以上の削減を目指します。



第2節 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向け精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

項目	目標	備考
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末までに自立支援協議会の地域生活支援専門部会に設置する。

第3節 地域生活支援拠点等の確保

現在、市内には障がいのある方の地域生活を支援する機能を持った、「地域生活支援拠点」は整備されていません。そのため、平成32年度(2020年度)末までに1箇所の整備を目標とします。

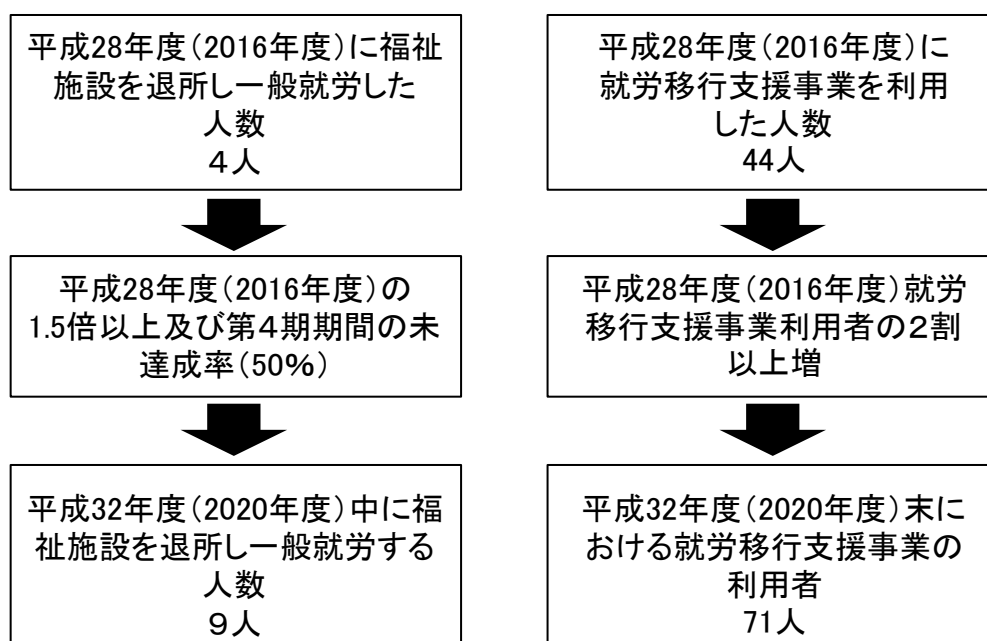
項目	数値	備考
①地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	障がいのある方の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

平成28年度(2016年度)において福祉施設を退所し、一般就労した人は4人でした。平成32年度(2020年度)において一般就労に移行する人の数値目標を、移行実績の1.5倍以上とします。

また、平成29年度末の目標値(12人)に対して一般就労の達成者数は6人でしたので、数値目標にさらに未達成率50%を上乗せし、平成32年度における目標人数は9人とします。

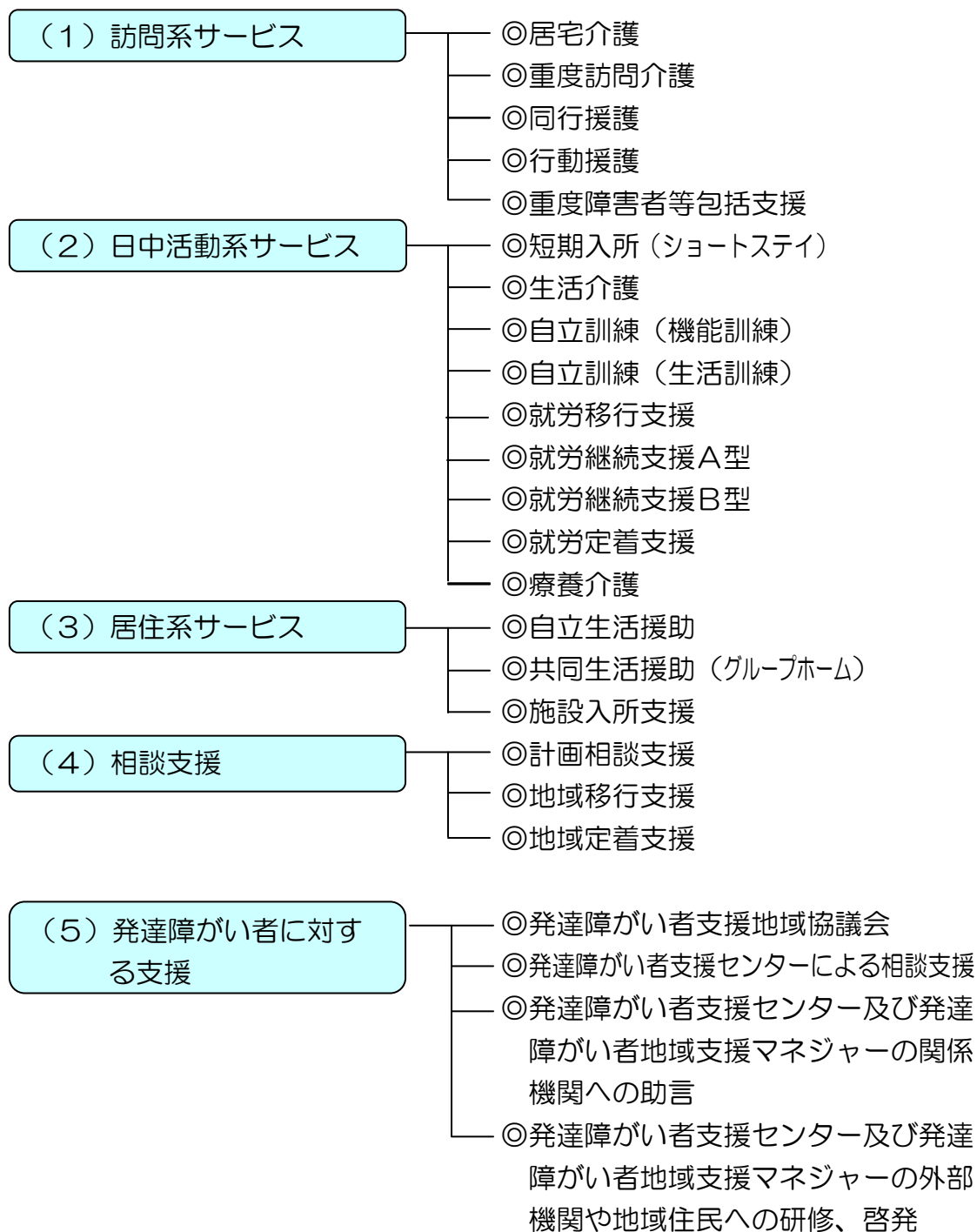
就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度(2016年度)の利用者の2割以上増を目指します。



第3章 サービス量の見込みと提供体制の確保

第1節 障害福祉サービスの体系

第4期障害福祉計画の実績を踏まえ、平成32年度に向けて、平成30年度から平成32年度の3年間の第5期計画期間として各年度における見込み量を設定します。



第2節 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

事業名	事業内容
ア) 居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	居宅において生活全般にわたる援助を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・その他生活等に関する相談及び助言
イ) 重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、居宅において、生活全般にわたる援助と外出時の支援を総合的に行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・外出時における移動中の介護 ・その他生活等に関する相談及び助言
ウ) 同行援護	視覚に障がいがあり、移動に著しい困難がある人に、移動時及び外出先において支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動の援護、排せつ・食事等の介護
エ) 行動援護	知的・精神・発達に障がいがあり、行動や移動に著しい困難がある人に、移動時及び外出先において支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ・外出時における移動の援護、排せつ・食事等の介護 ・その他行動する際に必要な援助
オ) 重度障害者等 包括支援	四肢の麻痺や寝たきりの状態の人や、知的または精神に障がいがある人で、意思疎通や行動上に著しい困難がある人に、障害福祉サービスを包括的に提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など） ・日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援など） ・居住系サービス（共同生活援助）

■実績と見込み量■

(人/月、時間/月)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 居宅介護	利用実人数	68	70	72	74	76	78
	延利用時間	1,126	1,091	1,187	1,201	1,236	1,272
イ) 重度訪問介護	利用実人数	1	1	1	1	1	2
	延利用時間	144	4	13	15	15	30
ウ) 同行援護	利用実人数	6	8	5	7	7	7
	延利用時間	82	107	114	133	133	133
エ) 行動援護	利用実人数	2	3	5	5	5	5
	延利用時間	2	56	56	56	56	56
オ) 重度障害者等 包括支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

○見込み量算出の考え方

- ア) 居宅介護は利用実人数、延べ利用時間ともに毎年増加の傾向にあり、今後とも増加していくものと思われます。平成 27～29 年度の伸び率と実績を加味し、平成 30～32 年度の計画値を算出しています。
- イ) 重度訪問介護は、今後も大きく増えることはありませんが、微増することを見込み、人数を算出しました。また、時間数については平成 27～29 年度の年間利用時間の伸び率及び実績を加味し算出しています。
- ウ) 同行援護、エ) 行動援護については利用はありますが、人数が少ないのが現状です。行動援護については、今後は発達障がいなどの利用者の増加が予測されるため利用人数の増加を見込み、利用時間数は平成 27～29 年度と同程度を見込みます。
- オ) 重度障害者等包括支援については対象者が存在しないため、見込みはありません。

○見込み量確保のための方策

居宅において安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所やサービス事業所と連携しニーズに応じたサービス提供体制の確保に努め、さらなる充実を図ります。

また、精神障がい・発達障がいなどの対象者の増加が予測されることや「外出時支援を必要としている」というアンケート調査から、外出支援サービス利用者の増加などに柔軟に対応できるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

○日中活動系サービス（介護給付）

事業名	事業内容
ア) 生活介護	<p>常時介護を必要とする人に、主として日中に障害者支援施設等で日常生活の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・生活等に関する相談及び助言 ・創作的活動又は生産活動の機会の提供 ・その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助 ・その他の必要な日常生活上の支援
イ) 療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に、病院や施設で日常生活の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院における機能訓練、療養上の管理 ・看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話
ウ) 短期入所 (ショートステイ)	<p>居宅において介護を行う人が疾病などで介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所をして、入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行います。</p>

■実績と見込み量■

(人/月)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 生活介護	利用実人数	214	232	232	242	252	263
	延利用人数	4,433	4,648	4,831	4,962	5,171	5,388
イ) 療養介護	利用実人数	10	10	9	9	9	9
	延利用人数	26	22	23	23	25	27
ウ) 短期入所	利用実人数	26	22	23	23	25	27
	延利用人数	192	186	179	181	190	198

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

○見込み量算出の考え方

ア) 生活介護は年々増加傾向にあり、平成 30～32 年度の利用人数の見込みは平成 27～29 年度の伸び率及び実績を加味して算出しています。

イ) 療養介護は、平成 27～29 年度の利用と同水準で算出しています。

ウ) 短期入所は平成 28 年度は利用人数が若干減っていますが、今後の需要を考慮し、見込んでいます。

○見込み量確保のための方策

利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供に努めます。

○日中活動系サービス（訓練等給付）

事業名	事業内容
ア) 機能訓練	身体に障がいがある人や難病等の人が、通所や居宅への訪問によって、身体機能や生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
イ) 生活訓練	知的または精神に障がいがある人が、通所や居宅への訪問によって、生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等、日常生活に関する訓練 ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
ウ) 就労移行支援	一般就労等を希望する 65 歳未満の人へ、就労に向けて必要な支援を行います。 ・生産活動、職場体験などの機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練 ・求職活動に関する支援やその適性に応じた職場の開拓 ・就職後における職場への定着のために必要な相談
エ) 就労継続支援 A型（雇用型）	雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労に移行するための支援を行います。 ・生産活動などの機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練
オ) 就労継続支援 B型（非雇用型）	通所による生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
カ) 就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援していくサービスです。

■実績と見込み量■

(人/月)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 機能訓練	利用実人数	1	0	2	15	18	20
	延利用人数	6	0	13	75	90	100
イ) 生活訓練	利用実人数	15	10	18	22	27	34
	延利用人数	249	171	330	385	475	586
ウ) 就労移行支援	利用実人数	25	45	61	64	67	71
	延利用人数	407	790	1,075	1,099	1,154	1,211
エ) 就労継続支援 A型（雇用型）	利用実人数	39	42	44	44	44	44
	延利用人数	815	845	926	926	926	926
オ) 就労継続支援 B型（非雇用型）	利用実人数	127	122	135	142	149	156
	延利用人数	2,259	2,022	2,257	2,414	2,534	2,661
カ) 就労定着支援	利用実人数	—	—	—	0	0	9
	延利用人数	—	—	—	0	0	180

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

○見込み量算出の考え方

- ア) 機能訓練は、平成 29 年度から市内で新しい事業所がサービスの提供を開始したため、利用者の増加が見込まれます
- イ) 生活訓練は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、平成 27～29 年度の伸び率の平均及び実績で算出します。
- ウ) 就労移行支援は、働く意欲のある人に可能な限り就労に触れる機会を設け、生活の自立と社会への参画を促していく事から、利用者は増加すると見込みます。
- エ) 就労継続支援 A 型は、平成 30 年度からはほぼ横ばいと見込みます。
- オ) 就労継続支援 B 型は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、平成 27～29 年度の伸び率及び実績を加味して算出します。
- カ) 就労定着支援は、平成 30 年 4 月から開始されるサービスです。一般就労する障がいのある方の動向を考慮し見込みます。

○見込み量確保のための方策

基幹相談支援センターが中心となり、事業所と連携しながら、障がいの状態や希望に応じたサービスが選択できるように努めます。

また、一般就労を希望する人に対し、スムーズな移行が出来るよう茨城障害者職業センターやハローワークとの連携を図ります。

(3) 居住系サービス

事業名	事業内容
ア) 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応を行い自立生活を支援します。
イ) 共同生活援助 (グループホーム)	障がいがある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の世話をを行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言 ・就労先その他関係機関との連絡
ウ) 施設入所支援	障害者支援施設等に入所している障がいがある人に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。日中は生活介護や自立訓練、就労継続支援B型を利用します。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言

■実績と見込み量■

(人/月)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 自立生活援助	利用実人数	—	—	—	0	0	12
イ) 共同生活援助	利用実人数	61	68	80	84	88	93
ウ) 施設入所支援	利用実人数	125	127	128	126	125	124

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

○見込み量算出の考え方

- ア) 自立生活援助は平成 30 年 4 月から開始される事業です。病院等からの地域移行する人を考慮し、見込みます。
- イ) グループホームは、利用人数が増加傾向であることから、平成 27～29 年度の実績と伸び率を加味して、平成 30 年度以降の人数を推計しています。
- ウ) 施設入所支援は、国の指針により、平成 32 年度末の施設入所者数が平成 28 年度末時点から 2%以上削減するよう必要量を見込みます。

○見込み量確保のための方策

年々事業所数は増加していますが、入所希望者が多く入所が難しい状況にあります。そのことから、市内のみならず近隣の事業所と連携し希望者が円滑に入居できるよう支援します。

また、障がいの状況や希望を踏まえ、施設から地域での生活へ移行できるよう、グループホームや在宅での支援の体制の構築に努めます。

(4) 相談支援

事業名	事業内容
ア) 計画相談支援	<p>障害福祉サービスを利用する人に対して、適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直しなどの支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス支給決定前 <p>訪問などによるアセスメント、利用に向けた関係機関との連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他サービス利用に関する相談・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス支給決定後 <p>サービス等利用計画の作成、計画の見直し（モニタリング）、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言</p>
イ) 地域移行支援	<p>障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に入院している精神に障がいがある人が、地域生活へ移行する際に必要な、住居の確保や障害福祉サービス事業所への見学、相談、その他地域生活への移行に必要な支援を行います。</p>
ウ) 地域定着支援	<p>居宅において、単身であるなど緊急時の支援が見込めない障がいがある人に対して、常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問などの緊急対応を行います。</p>

■実績と見込み量■

(人/年)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 計画相談支援	利用実人数	924	1,138	1,088	1,142	1,200	1,259
イ) 地域移行支援	利用実人数	0	0	0	0	1	3
ウ) 地域定着支援	利用実人数	0	0	0	0	0	1

○見込み量算出の考え方

- ア) 計画相談支援は新規利用者の増加に伴い増加すると見込みます。
- イ) 地域移行支援については、平成 27～29 年度では実績がありませんが、平成 31 年度は 1 人、平成 32 年度に 3 人を見込みました。
- ウ) 地域定着支援については、平成 27～29 年度では実績がありませんが、平成 32 年度に 1 人を見込みました。

○見込み量確保のための方策

相談支援事業所と連携を図り相談支援の充実のための体制を整えていきます。また、基幹相談支援センターを中心に指定相談支援事業所への助言・指導を行い、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

地域移行支援については、精神科病院の長期入院患者のうち、寛解等の状態にあり病状等が落ち着いている人について、医療機関と連携を図りながら、地域生活への移行促進に努めます。

(5) 発達障がい者に対する支援（茨城県取り組み）

事業名	事業内容
ア) 発達障がい者支援地域協議会	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な会議を開催します。
イ) 発達障がい者支援センターによる相談支援	発達障がい児（者）とその家族、関係機関から日常でのさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、保育園や学校、職場で困っていること）などに応じます。また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関への紹介も行います。
ウ) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言	発達障がい者支援センターや発達障がい者地域支援マネジャーが、関係機関の職員に助言を行います。
エ) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	発達障がいをより多くの人に理解してもらうために地域住民向けの研修や講演会を開催したり、発達障がいの特性や対応方法などについて解説したわかりやすいパンフレット、チラシなどを作成します。

■ 茨城県の実績と見込み量 ■

(回/年)

	実績			見込み量		
	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 発達障がい者支援地域協議会	-	-	-	2	2	2
イ) 発達障がい者支援センターによる相談支援	-	-	-	7,686	10,248	12,048
ウ) 発達障がい者支援センターによる助言	-	-	-	1,144	1,525	1,525
ウ) 発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言	-	-	-	286	381	381
エ) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	-	-	-	92	122	122

(6) 補装具

事業名	事業内容
補装具の交付、修理	身体障害者手帳の交付を受けた方や難病を有する方の仕事や日常生活を容易にするために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理にかかる費用を支給します。 義手、義足、車いす、盲人安全つえ、義眼、補聴器等。

■実績と見込み量■

(件/年)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
補装具の交付、修理	件数	144	132	132	144	144	156

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

○見込み量算出の考え方

平成 27 年度から平成 28、29 年度にかけ利用件数が減少しましたが、今後のニーズを考慮して、平成 30、31 年度は平成 27 年度の実績を基準に今後の利用を見込み、平成 32 年度は増加する傾向で利用を見込みます。

○見込み量確保のための方策

一人ひとりのニーズにあった補装具の給付に努めます。

第3節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある方及び障がいのある児童が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事業です。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施でき、必須事業と任意事業とがあります。

1 地域生活支援事業（必須事業）の推進

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対し、障がいのある方等への理解を深めるための研修・啓発を通じて、共生社会の実現を図る事業です。

(回/年)

	実績			見込み量		
	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
理解促進研修・啓発事業 (イベント開催回数)	1	1	1	1	1	1

○見込み量確保のための方策

障がいの理解を深めるため、ホームページや広報紙等により普及・啓発を目的とした広報活動に努めます。また、障がいがある人もない人も共に参加するイベントを開催するなど、多くの住民が参加できる形態にすることにより、障がいがある人に対する理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共生社会の実現を図る事業です。

(団体/年)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
自発的活動支援事業	団体数	2	2	2	2	2	2

○見込み量確保のための方策

障がいがある人やその家族等による、地域における自発的な取り組みや事業を実施している団体で、市や県が実施する社会参加促進事業や研修会等に参加している団体に対し、支援を行います。

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がいのある方、障がいのある児童の保護者または障がいのある方等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業です。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行う施設です。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を持つ専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方等に対し、入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方等への理解と協力を促し、地域生活を支援します。

（箇所）

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
障害者相談支援事業	事業所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業		1	1	1	1	1	1

○見込み量確保のための方策

事業所数については、更なる基幹相談支援センターの機能強化を図るため、社会福祉士等の専門的な知識を有する職員を増員配置するなど、身体・知的・精神・発達障がいに総合的な対応が出来るよう充実した相談支援体制づくりに努めます。

また、計画相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、人材育成の支援に取り組み、相談支援機能の強化を図ります。

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい又は精神障がいのある方に対し、成年後見制度の周知啓発をすることにより、障がいのある方の権利擁護を図る事業です。

（人/年）

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
成年後見制度利用者数	利用実人数	1	1	1	1	1	1

○見込み量確保のための方策

今後も制度の認知度を高めるため周知啓発を行い、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人による後見活動を支援することで、障がいのある方の権利を擁護する事業です。

(団体/年)

	実績			見込み量		
	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
法人後見団体数	0	0	0	1	1	1

○見込み量確保のための方策

障がいがある人の権利を擁護することを目的に、成年後見制度を適正に推進する法人を確保できる体制づくりに努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がいのある方等とその他の人の意思疎通の円滑化を図る事業です。

(人/年)

	実績			見込み量		
	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
意思疎通支援事業 利用者数	12	17	18	18	18	18

○見込み量確保のための方策

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に委託して、事業を実施していきます。

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携を図りながら事業を実施するとともに、今後は市報などを通じて情報提供等を行い、利用の促進に努めます。

(7) 日常生活用具費支給等事業

障がいのある方等に対し、(自立生活支援用具等の) 日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を助ける事業です。
(件/年)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
日常生活用具給付	件数	1,683	1,884	2,054	2,200	2,300	2,400

○見込み量算出の考え方

日常生活用具費の給付は年々増加する傾向にあり、平成 30～32 年度の利用件数は、平成 27～29 年度の実績と伸び率を加味して見込みを算出しています。

○見込み量確保のための方策

一人ひとりのニーズにあった用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成事業

聴覚障がい者との交流活動の支援として求められる、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

(人/年)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
手話奉仕員養成数	人数	0	0	20	0	20	0

○見込み量確保のための方策

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携し、手話奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

(人/年、時間/年)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
移動支援事業	利用実人数	21	18	15	17	19	21
	延利用時間	768	577	270	306	342	378

○見込み量確保のための方策

外出時の支援を求める声が多いことから、制度を広く周知し利用対象者のニーズに耳を傾けながら社会参加促進に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある方をセンターに通所させ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

事業名	事業内容
地域活動支援センター機能強化事業	<p>障がいがある人の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。地域活動支援センターは、一般就労が難しい人に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。</p> <p>機能強化事業として以下の3つの種類に分類されます。</p> <p>○機能強化事業 I型事業所 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。</p> <p>○機能強化事業 II型事業所 地域において雇用・就労が困難な在宅障がいのある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日あたりの実利用人員15名以上です。</p> <p>○機能強化事業 III型事業所 地域の障がいのある方のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業所が対象になります。1日あたりの実利用人員10名以上です。</p>

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
I型事業所	箇所	3	3	3	3	3	3
	人/年	11	14	16	18	20	22
II型事業所	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	20	16	15	18	18	18
III型事業所	箇所	1	1	0	1	1	1
	人/年	2	2	0	1	1	1

○見込み量確保のための方策

生産活動の場を通して社会参加の促進を図るとともに、就労に移行できる人については、就労支援を行います。

2 市独自施策の実施

事業名		事業内容
日常生活支援	ア) 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供する事業です。
	イ) 日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がいがある人等の家族等の就労支援及び負担軽減を図る事業です。
社会参加支援	ウ) レクリエーション活動支援	障がいがある人も無い人も共通の場に集い、レクリエーションを通じて相互の理解を深め合う事業です。
	エ) 芸術文化活動振興	作品展や音楽祭などの文化芸術活動の機会を提供し、創作意欲や社会参加の促進を図る事業です。
	オ) 声の広報発行	市報などを音読しカセットテープ等に吹き込み、視覚に障がいがある人で希望する人へ配布する事業です。
	カ) 自動車運転免許取得・改造助成	身体に重度の障がいがある人が、就労等の交通手段確保のため、自動車の免許取得及び自動車の改造を必要とする場合に、その費用の一部を助成し、社会復帰等の促進を図る事業です。
権利擁護支援	キ) 成年後見制度普及と啓発	成年後見制度の利用方法など成年後見制度を利用しやすくするために、制度のことをわかりやすく説明する講演会や相談会などを行う事業です。
	ク) 虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいがある人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、障がいがある人への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の本人及び養護者への適切な支援に資するため、虐待防止に関する普及啓発等を図ります。
就業・就労支援	ケ) 更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設、身体障害者ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設並びに国立施設を除く)に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とします。

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 訪問入浴サービス事業	件/年	270	259	264	266	268	270
イ) 日中一時支援事業	人/年	71	63	70	75	80	85
ウ) レクリエーション活動支援	人/年	410	438	404	410	415	420
エ) 芸術文化活動振興	人/年	290	118	349	355	360	365
オ) 声の広報発行	回/年	12	12	12	12	12	12
カ) 自動車運転免許取得・改造費助成	件/年	2	3	2	3	3	3
キ) 成年後見制度普及啓発	回/年	1	1	1	1	1	1
ク) 虐待防止など人権に関する啓発の推進	回/年	1	1	1	1	1	1
ケ) 更生訓練費給付事業	人/年	0	0	0	1	1	1

○見込み量確保のための方策

- ア) 訪問入浴サービス事業は、平成 29 年度現在、委託している事業所が 4 か所あり、引き続きサービス提供を行います。
- イ) 日中一時支援事業については、児童の利用希望が増加しているため、児童の受け入れを行っている事業所や市外の事業所など委託事業所を増加して対応していきます。
- ウ) レクリエーション活動への支援については、市で「ふれあいスポーツの集い」を開催しているほか、県のスポーツ大会参加に対する支援を行っています。今後も事業所と連携し、参加促進を図ります。
- エ) 芸術文化活動振興については、市で「ふれあい作品展」「みんなの音楽祭」を開催しています。今後も事業所と連携し参加促進を図ります。
- オ) 声の広報発行については、月 1 回の実施を見込みます。
- カ) 自動車運転免許取得・改造費助成は、平成 27 年度～平成 29 年度と同程度見込みます。
- キ) 成年後見制度普及啓発は、年 1 回の実施を見込みます。
- ク) 虐待防止など人権に関する啓発の推進は、年 1 回の実施を見込みます。
- ケ) 更生訓練費給付事業は、現在利用者はいませんが、今後のニーズを考慮し 1 人の利用を見込みます。

3 その他の障がい者支援にかかわる独自施策の実施

本市では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に加え、障がいがある人の地域生活を支援すべく以下の独自施策を実施しています。

事業名	事業内容
ア) 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度障がいがある人に、住宅設備を改善する際に要する経費の助成を行います。
イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	心身に重度の障がいがある人が、医療機関または機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成します。

(人/年)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 住宅リフォーム助成事業	利用者数	1	0	3	3	4	4
イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	利用者数	62	61	61	62	63	64

○見込み量確保のための方策

- ア) 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業は、一人ひとりのニーズにあった給付に努めます。
- イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業については、障がいにより公共交通機関を利用する事が困難になった方の福祉の増進を図るため、引き続きサービス提供を行います。

第 1 期障害児福祉計画

第1章 計画の基本方針

第1節 障害児福祉計画の趣旨

障害児施策については、第4期障害福祉計画より、「障害児支援」として、障害福祉計画に記載が求められていました。

平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、「障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。ことを改正の趣旨としています。

このうち、障害児施策に関する項目としては、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、「保育所等訪問支援」の対象の拡大とともに、「厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。」と明記され、「市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。」と定められました。

また、障害児福祉計画に盛り込む内容としては、①障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとして策定するものです。

【基本指針における基本的理念】

障害児の健やかな育成のための発達支援

【改正の概要（抜粋）】

- 1 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ①重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
 - ②保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
 - ③医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
 - ④障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。
- 2 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - ①補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。
 - ②都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市は、障害児福祉施策の推進に向けて、基本指針の基本理念に基づき、障害児福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

○障害児福祉サービスの提供体制の確保

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援等を調整するコーディネーターを配置します。

第2章 障害児支援の提供体制の整備等

平成32年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

また、同年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

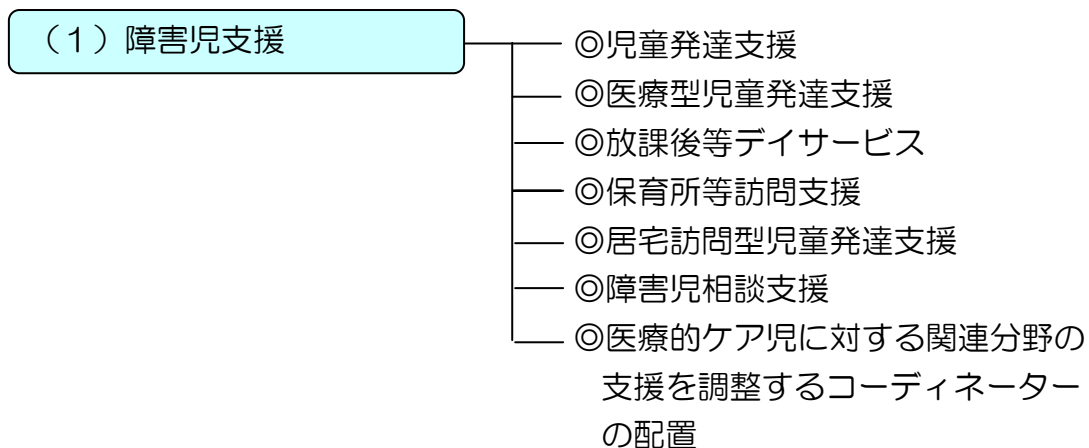
さらに、医療的ケアを必要とする児童等（以下「医療的ケア児」という）が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	数値	備考
①児童発達支援センターの設置数	1箇所	児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設の設置。
②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各1箇所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置。
③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	医療的ケア児が、適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置。

第3章 サービスの見込みと提供体制の確保

第1節 障害児福祉サービスの体系

第4期障害福祉計画の実績及び平成30年度よりの事業は市内に居住する障がい児の状況を踏まえ、平成32年度に向けて、平成30年度から平成32年度の3年間を第1期計画期間として各年度における見込み量を設定します。



第2節 障害児福祉サービスの見込量

事業名	事業内容
ア) 児童発達支援	障がいがある未就学児に対して、事業所へ通所することにより、発達や療育に必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における基本的動作の指導 ・知識や技能の付与 ・集団生活への適応訓練
イ) 医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいがある未就学児に、児童発達支援と併せて治療を行います。
ウ) 放課後等デイサービス	障がいがある就学児に対して、授業の終了後や学校休業日に事業所へ通所することにより、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
エ) 保育所等訪問支援	障がいがある児童が通う保育所やこども園、幼稚園、小学校に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
オ) 障害児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
カ) 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが難しい障がい児を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。
キ) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置支援	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

■実績と見込み量■

(人/月)

		実績			見込み量		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
ア) 児童発達支援	利用実人数	16	24	31	33	34	36
	延利用人数	122	155	208	226	237	249
イ) 医療型児童発達支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用人数	0	0	0	0	0	0
ウ) 放課後等デイサービス	利用実人数	73	77	79	83	87	91
	延利用人数	893	901	824	950	998	1,048
エ) 保育所等訪問支援	利用実人数	0	0	0	0	0	5
	延利用人数	0	0	0	0	0	15
オ) 障害児相談支援	利用実人数	339	336	349	366	385	404
カ) 居宅訪問型児童発達支援	利用実人数	—	—	—	0	0	1
	延利用人数	—	—	—	0	0	15
キ) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置支援	配置人数	—	—	—	0	0	1

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

○見込み量算出の考え方

- ア) 児童発達支援、ウ) 放課後等デイサービスについては、年々増加傾向にあり、今後も増加すると見込まれることから、平成 27～29 年度の伸び率を勘案して推計しました。
- エ) 保育所等訪問支援については、現在利用はありませんが、将来的なニーズを見込みました。
- オ) 障害児相談支援は、平成 28 年度にやや減少しましたが、平成 29 年度には増加傾向なので、今後も増加を見込み推計しました。
- カ) 居宅訪問型児童発達支援、キ) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成 30 年 4 月より開始される事業となり、今後の動向を踏まえ推計しました。

○見込み量確保のための方策

障がいがある児童が発達段階に応じて必要な支援を受けることができるよう、サービスを提供する事業所・茨城県発達障害者支援センター・教育委員会・保健センターとともに療育の場の充実に努めます。

第3節 市独自施策の実施

【発達障がいのある方に対する支援】

発達障害者支援法の改正(平成28年)により、発達障がいの疑いのある児童の保護者への情報提供、助言や発達障がいがある児童が他の児童と一緒に教育を受けられるように学校側が目標や取り組みを定めた個別の計画を作成し、いじめ防止対策や、福祉機関との連携を進めることが盛り込まれました。

発達障がいのある方の支援においては、早期発見・療育が有効であることから、幼少期から成人期以降まで、対象者の成長段階に応じた支援が重要となります。そのためには、成長に合わせた個別の支援策の充実を図っていくとともに、それらを包括的・継続的に進めていくための支援体制の充実に努めていきます。

また、周囲に理解されにくい障がい特性である発達障がいへの理解を深め、支援につながるよう、地域住民や事業所などに対する啓発活動(理解促進・啓発事業)などを通じて、発達障がいのある方が、地域や職場で生活しやすい環境づくりを推進していきます。

事業名	事業内容
①親子通園事業	情緒、言語、心身の発達などのために支援が必要な児童に対し、適切な早期療育を行う事業です。 ・プレイセラピー ・機能回復訓練 ・日常生活における基本動作の指導 ・保護者への指導・助言 ・関係機関との連携
②相談支援事業	基幹相談支援センターによる包括的相談支援 茨城県発達障害者支援センター・茨城障害者就業センター・ハローワークやその他の関係機関と連携し、対象者の発達段階に応じ、一貫した支援ができる体制づくりを進めます。

(人/年)

	実績			見込み量		
	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
①親子通園事業	62	66	83	100	105	110
②相談支援	5	6	7	8	9	10

○見込み量確保のための方策

- (1) 親子通園事業については、保健センターや専門的知識を有する指導員、関係機関との連携を図り、発達に問題のある児童の早期発見・早期療育に努めます。
- (2) 相談支援については、基幹相談支援センターが中核的な役割を担い、個々の状況に応じた継続的な相談・支援を行っていきます。また、茨城県発達障害者支援センターの相互利用に繋げてまいります。
- (3) 茨城県発達障害者支援センター等と連携し、発達障害者の地域生活を支援するため、地域の関係者と困難事例の検討・研究を実施し、効果的な施策について検討します。
- (4) より多くの発達障害児・者が社会参加のための機会を得られるよう、仲間同士で支え合うピア活動などをはじめ、本人の意思を尊重した自主的な多様な活動を支援します。

資料編

1 用語集

用語	解説
学習障がい	全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち、特定の能力の習得や使用に著しい困難がある状態。
マネジメントサイクル	P D C Aに代表される事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
アセスメント	事象に対して客観的に捉え、その内容に関して評価すること。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもも、ない子どもも、誰もが地域の学校で共に学べる教育のこと。
共生社会	「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す社会のこと。
高機能自閉症	対人関係や言語の発達の遅れ、限定された興味やこだわりがあるが知的発達の遅れを伴わない障がい。
合理的配慮	障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。例えば、筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。
手話	聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一つであって、手の型や位置、動きを組み合わせて意味を表わすもの。手話通訳者とは、国や県、自治体の試験を経て、認定・登録される人を指す。
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方の財産や権利を保護するための制度。法定後見(判断能力が衰えた後)と任意後見(判断能力が衰える前に将来のことを決めておく)がある。法定後見には、①後見:ほとんど判断ができない人が対象、②保佐:判断能力が著しく不十分な人が対象、③補助:判断能力が不十分な人が対象、の3類型がある。
地域自立支援協議会	地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議体。

用 語	解 説
地域福祉計画	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定については、社会福祉法に規定され、住民参加の地域福祉体制を構築し、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資する計画。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服・改善し、自立を図るために必要な知識や技能を育てることを目的とする学校。幼稚部、小学部、中学部、高等部に区分され、特別な支援が必要とされている幼児・児童生徒の教育に関し、必要な助言や支援を行うことから、地域の特別支援教育センター的な役割を担っている。
ニーズ	一般的には要望や需要のことをさします。社会福祉援助においては、人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の時、ニーズを持っていると判断する。
ノーマライゼーション	障がい者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。
バリアフリー	バリアとは障壁のことで、日常生活の支障となる障壁を取り除いた生活空間のあり方をいいます。障壁とは、物理的、制度上、精神的、意識上など社会生活のあらゆる面におけるものを指す。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。
要約筆記	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。筆談要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記等がある。
リハビリテーション	身体的、精神的、社会的な障がいを持つ人の、機能、能力、社会生活の全人格的回復や促進を目的とする、専門技術による支援のこと。

2 笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、笠間市障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから、市長が選任する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 民生委員
- (3) 児童委員
- (4) 医療関係者
- (5) 社会福祉施設関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第7条 策定委員会は、第2条に定める所掌事務に関し、その基礎的な調査検討を行うため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、座長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

- 3 座長は、福祉部長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 小委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に掲げるもののほか小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会及び小委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

福祉部長 総務課長 企画政策課長 財政課長 福祉事務所長 社会福祉課長 子ども福祉課長 高齢福祉課長 健康増進課長 都市計画課長 学務課長 生涯学習課長

3 笠間市障害福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

		氏名	団体・機関名等
1	障害者団体関係者	加藤 泰廣	笠間市身体障害者福祉協会会長
2		石川 美佐穂	笠間市手をつなぐ育成会会長
3		○ 武藤 清子	笠間地方精神障害者後援会会長
4	民生委員児童委員	原田 敏子	笠間市連合民生委員児童委員協議会代表
5	医療関係者	成島 俊治	茨城県立こころの医療センター精神保健福祉士
6	社会福祉施設関係者	小原 昌之	茨城県立リハビリテーションセンター 主査兼相談・指導課長
7		◎ 前田 常男	障害者厚生施設「佐白の館」施設長
8		鈴木 宗夫	(社)光風会 地域活動センター 「光(KOO)」施設長
9	ボランティア団体関係者	太田 寛子	笠間市ボランティア協議会会長
10	学識経験を有するもの	澤田 修	笠間市障害者地域自立支援協議会代表

※ ◎=委員長 ○=副委員長

4 計画策定の経過

年	月日	会議名等
平成 29 年	1 月 25 日～ 2 月 8 日	「笠間市 障がい者福祉に関するアンケート調査」の実施 対象：障害者手帳所持者等 800 人を無作為抽出、386 名回収
	8 月 28 日	第 1 回 笠間市障害福祉計画策定委員会 ・ 第 4 期障害福祉計画の進捗状況 ・ 計画の考え方 ・ アンケート集計結果について ・ 計画の骨子（案）について
	7 月 21 日	「障がい者福祉に関するヒアリング」の実施 対象：障がい福祉関係機関 9 団体。
	11 月 29 日	第 2 回 笠間市障害福祉計画策定委員会 ・ 第 3 期障害者計画素案について ・ 第 5 期障害福祉計画素案について ・ 第 1 期障害児福祉計画素案について
	12 月 22 日	第 3 回 笠間市障害福祉計画策定委員会 ・ 第 3 期障害者計画等の素案の変更について ・ 第 5 期障害福祉計画の数値目標について ・ 第 1 期障害児福祉計画の数値目標について
平成 30 年	1 月～2 月	パブリックコメント実施

笠間市
第 3 期 障 害 者 計 画
第 5 期 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画

平成 3 0 年 3 月

編集・発行 笠間市 福祉部 社会福祉課
〒309-1792
茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号
T E L 0296-77-1101 (代表)